

# 道路管理者以外の者の行う道路工事等 承認基準

道路管理者以外の者の行う道路工事事務取扱要領第5条に定める承認基準については、道路関係法令のほか、本基準によるものとする。

## 第1 車両出入口の承認基準

### 1 設置可能箇所

- (1) 次に掲げる箇所以外の箇所であること（図-1）。ただし、申請内容が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、道路管理者が交通安全上に特に支障がないと認める場合は、イ～カは適用しない。
- ア 横断歩道、自転車横断帯の中及びそれらの前後5.0m以内の部分
  - イ トンネルの前後50.0m以内の部分
  - ウ バス停留所の中、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10.0m以内の部分
  - エ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5.0m以内の部分
  - オ 交差点の中及び交差点の側端（停止線がある場合には停止線）又は道路の曲がり角から5.0m以内の部分、ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く
  - カ バス停車帯の部分
  - キ 橋の部分
  - ク 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10.0m以内
  - ケ 防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く
  - コ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から5.0m以内の部分
  - サ 消火栓、指定消防水利の標識が設置されている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から5.0m以内の部分
  - シ 火災報知器から1.0m以内の部分
  - ス 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く
  - セ 都市計画法第32条における公共施設管理者として協議により車両の出入りを制限した箇所、その他道路管理者が出入口を設置することが望ましくないとして定めた箇所（筑波研究学園都市内の一部地域：別紙）
- (2) 乗入対象施設を構成する敷地に隣接する敷地との境界から、3.5m以上離れている箇所であること。ただし、隣接地所有者から同意を得ている場合には、この限りでない。
- (3) 車両乗入部の位置は、民地側に車庫、駐車場その他自動車の保管・駐車する場所がある箇所であること。

## 2 出入口の数

- (1) 車両出入口は、1つの敷地<sup>1</sup>につき1箇所を原則とする。ただし、出入口を分離する必要がある施設<sup>2</sup>等特別の事情がある場合及び大型の貨物自動車の出入する場合（茨城県建築基準条例(昭和36年茨城県条例第21号)第24条により適用除外となるものは除く。）には、2箇所まで承認することができる。
- (2) 1つの敷地に複数の道路が接している場合には、それぞれの道路につき各2箇所まで認めることができる。ただし、敷地利用を考慮のうえの必要最小限とする。
- (3) 既存の出入口を移設する場合は、不要となる出入口を歩車道境界ブロックで閉鎖すること。
- (4) 前号までにかかわらず、大規模小売店舗立地法に係る開発については、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第4条第1項第5号に規定する駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項を参考に、別途協議により決定することとする。

## 3 出入口の幅

- (1) 出入口の設置目的により通行する可能性のある車種を判断し、乗入規格表（表-1）を適用する。ただし、1箇所の最大幅は12mとする。
- (2) 同一の道路に2箇所設置する場合の乗入幅の合計は、24m以内とする。
- (3) 前号までにかかわらず、消防法その他法令により出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができる。

## 4 舗装構成

- (1) 舗装厚表（表-2）のとおり適用する。ただし、既存の歩道舗装がインターロッキングである場合であって、敷地の土地利用上、車両の出入りが頻繁に行われる場合には、乗入部分に限りアスファルト舗装に変更するものとする。
- (2) 歩道のない場所に出入口を設け、かつ路肩に側溝等の構造物がない場合、本線の車両荷重等を考慮する必要がある範囲に限り、本線と同一の舗装構成とする（参考：表-3）。

## 5 出入口の構造

### (1) 共通事項

- ・隣接敷地境界から3.5m以上、出入口相互の間隔は7.0m以上離すこと（図-3）。やむ

---

<sup>1</sup> 敷地とは、建築基準法施行令第1条第1号の定義による、一の建築物または用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。なお、道路によって二分されている場合は、それぞれ別の敷地として取扱う。

<sup>2</sup> 乗入口を分離する必要がある施設とは、複数車両の駐車のために、2台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が可能であり、道路管理上出入口を分離した方が交通の支障とならないと認められる施設をいい、業種形態は問わない。

を得ず隣接敷地境界から 3.5m以上の離隔をとれない場合には、申請者が隣接敷地の所有者から同意書を得ること。

- ・車両出入口の間隔が 7.0m未満となる場合には、歩道が波打つことを防ぐため、歩道高さ  
と車両出入口高さは同一とすること。

## (2) 構造種別

出入口の構造の選定は、出入口標準構造選定表（表－4）より選定する。ただし、現場条件等によりこれにより難しい場合には、別途協議にすること。

### ア セミフラット形式の歩道（図－4）

- ・歩車道境界の段差は、歩道側 5 c m～車道側 2 c mにすりつく構造を標準とする。
- ・歩車道境界ブロックの下に排水構造物を入れる構造を採用しているため、歩道の横断勾配は車道側に 2 %を標準とする。透水性舗装を使用している歩道においては、車道側に 1 %以下とする。
- ・インターロッキング及び平板舗装も同様とする。

### イ フラット形式の歩道（図－5～7）

- ・歩車道境界ブロックを撤去する際には、基礎まで取り除くこと。
- ・歩道の横断勾配は排水構造物のある側に 2 %を標準とする。透水性舗装を使用している歩道においては、1 %以下とする。

### ウ マウントアップ形式の歩道（図－8～13）

- ・歩道面には、車いす使用者等の安全な通行を考慮して、原則として 1 m以上の平坦部分を連続して設けること。
- ・歩車道境界の段差は 5 c mを標準とする。
- ・車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行うこと。

#### (ア) すりつけ型（歩道内においてすりつけを行う構造）

##### ①歩道面と車道面との高低差が 15 c m以下の場合

- ・すりつけ部の長さ（歩車道境界ブロックを含むすりつけ部の横断方向の長さ。以下）は 75 c mを標準とする。歩道の高さが 15 c m未満の場合には、すりつけ部の横断勾配（すりつけ部のうち歩車道境界ブロックを除いた部分の横断勾配。以下同じ。）を 75 c mの場合と同じとし、すりつけ部の長さを縮小することが可能である。

##### ②歩道面と車道面との高低差が 15 c mを超える等の場合

- ・すりつけ部の横断勾配は 15%以下とする。ただし、歩道の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ歩車道境界ブロックを使用する場合は 10%以下とする。

#### (イ) すりつけ型（植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造）

- ・植樹帯等（路上施設帯を含む。）がある場合には、当該歩道の連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯等の幅員の範囲内ですりつけを行い、歩道の幅員内にはすりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないこと。
- ・すりつけ部の横断勾配は 15%以下とする。ただし、歩道の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ歩車道境界ブロックを使用する場合は 10%以下とする。これにより難しい場合には、(ア) に準じてすりつけを行うこと。

#### (ウ) 全面切下げ型

- ・すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。
- ・必要に応じて民地側の計画高を調整する。

## 6 側溝及び溝蓋

側溝及び溝蓋の改築方法については、排水施設改築方法（表-5）による。

## 7 駒止め等の設置

- (1) 車両乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止め等（車止め・小型擁壁・ポストコーン・ガードパイプ等）を設置するなど、乗入幅の範囲を超えた車両の通行を防止するための措置をとること。
- (2) 歩道の有効幅員が2.5mを超える箇所に出入口を設置する場合には、車両が歩道に進入し駐車することを防止するため、原則として出入口の両端に車止めを設置すること。車止めの設置位置は、歩行者の通行に支障がないよう考慮したうえで、横断方向につき1.5m間隔に1本設置することを標準とする。
- (3) 出入口を2箇所設け、かつ、やむを得ず相互が近接する構造となる場合、それぞれが独立した出入口となるよう相互の出入口の間に車止めを設置すること。

## 8 植栽の取扱い

- (1) 出入口付近の街路樹及び植栽帯（低木を除く）については、視界をさえぎることとなり危険であることから、道路管理者の指示により移植又は撤去すること。
- (2) 移植する場合は、同一路線の植栽帯の中で空いている部分に移植し、移植計画（樹種・本数・移植先等を明記したもの）を提出すること。

## 9 占用工事との共同施工

出入口設置箇所に占用工事（水道・電気・ガス・下水等）が予定されている場合、道路の交通規制期間の縮減等の観点から、占用者と調整のうえ共同施工を行うこと。

## 10 その他

- (1) 出入口を設ける道路の交通状況からして、敷地内に土地利用に見合った適切な駐車施設がないため交通がふくそうする等道路管理上支障があると道路管理者が認めるときは、承認しない。
- (2) 出入口設置に伴い発生した防護柵等の現場発生材は、道路管理者の指示に従い指定の場所へ搬入すること。
- (3) 歩道のない箇所に営利目的により出入口を設置する場合においても、車両乗入部の構造と同様とすること。

## 第2 法面盛土、切土の承認基準

### 1 道路占用との関係について

- (1) 出入口等の設置を行うため、道路法面に盛土又は切土を行う場合は、当該工事は承認工事として取り扱い、そのうち特定の者の出入口等に供される部分は法第32条の道路占用として取り扱う（図-14、図-15）。
- (2) 盛土又は切土の範囲は必要最小限とする。特に、道路と同じ高さに施工する場合には、一般交通の用に供する部分を除き、別途道路占用が必要となる。
- (3) 道路を横断して水路を設けるため橋<sup>3</sup>を架設するときは、橋を架設する工事を承認工事とし、別途水路の施設を道路の占用として取り扱う。
- (4) 通路橋を架設する場合及び敷鉄板を設置するときは、当該工事的目的及び内容、通路等の使用される状況に応じ、承認工事もしくは道路占用又は両者が競合するものとして具体的に判断する。

### 2 盛土又は切土の構造

- (1) 盛土又は切土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえで、構造、勾配に整合させること。
- (2) 盛土の場合は、良質土により盛土すること。
- (3) 切土の場合は民地の切取断面及び構造は崩落、落石等により道路の構造に損害を及ぼし又は道路の交通に危険を与えない構造のものであること。
- (4) 切土により発生する土砂（道路敷分）は、道路管理者の指示する県工事箇所又は地方公共団体等が計画する事業箇所又はストックヤード等へ処理するものとする。

### 3 埋設物の処理

- (1) 盛土によって在来の用排水機能を埋設する場合、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物（管渠、函渠等）に変更すること。
- (2) 構造物の埋設延長が20m以上にわたる場合は、前後の既設マンホール等の位置を考慮したうえで、延長20m毎に管理用のマンホールを設置すること。
- (3) 構造物を設ける場合は、前後の接続等を考慮して敷高延長を決定すること。
- (4) 道路占用物件として上下水道管、電線、光ケーブル等が埋設されている場合があるため、各管理者に確認し、その指示により対応すること。

### 4 側溝の設置

- (1) 官民境界沿いの官地側にU型、L型、半円形等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については、隣接地区における状況を考慮し、道路管理者が決定する。た

---

<sup>3</sup> ここでいう橋とは、河川、湖沼、海峡、運河などの水面を越えるため、あるいは水のないう谷、凹地又は、建築物や他の交通路等を越えるために桁下に空間を残し、架設される道路構造物で橋長2.0m以上のものをいう。また溝橋（カルバート）は橋りょうとして取り扱うが、暗渠との区別が困難なものについては土被りが1.0m未満のものを溝橋（カルバート）とする。

だし、既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。

(2) 側溝がある場所を通路として使用する場合は、「第1 車両出入口の承認基準」に準じて処理すること。

(3) 道路用地以外に降った雨水等を、路面排水施設に流入させることは、原則認めない。

## 5 官民境界杭の設置

(1) 施工前に官民境界線及び杭を確認すること。

(2) 官民境界線に沿ってコンクリート側溝を設置した場合でも、境界杭を設置して敷地を明確にすること。

## 6 安全対策

(1) 法面を盛土した場合に、その端部から転落する可能性があるなど、承認工事の施工に伴い一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

(2) 車両乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止め等を設置する措置をとること。

## 第3 その他の承認工事の承認基準

前記「1 車両出入口の承認基準」及び「2 法面盛土、切土の承認基準」以外の承認工事（付加車線の設置工事等）については、道路構造令、道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例等のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準（防護柵設置基準、道路標識設置基準等）によること。

## 参考

- 1 歩道の一般的構造に関する基準等について（平成17年2月3日国道企第102号の2・国都街第60条の2 国土交通省都市・地域整備局長及び道路局長通知）

## 附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から適用する。

(表-1)

乗入規格表

種別	車種 ※( )内は最大積載量	A型		B型		設置目的
		幅(W)	すみきり(R)	幅(W)	すみきり(R)	
I種①	乗用・小型貨物自動車	4.0m以下	1.0m	—	—	一般住宅
I種②		6.0m以下	1.0m	—	—	主として乗用・小型貨物車が常時出入りする店舗、事務所、マンション、貸駐車場
II種	普通貨物自動車等 (6.5t以下)	8.0m以下	1.0m	7.0m以下	R1=3.0m R2=1.0m r=60°	大型車の乗入が少ない店舗等
III種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5tを超えるもの)	12.0m以下	1.0m	8.0m以下	R1=3.0m R2=1.0m r=60°	長さ8.0mを超える車両が出入りする工場、倉庫、ガソリンスタンド、大型店舗、ドライブイン、駐車場等

- (注) 1 A型・B型とは、図-2による。  
 2 出入りする車種の最大のを適用する。ただし、建築のために一時的に乗り入れる車両等は含まない。  
 3 車種はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。  
 4 乗入幅の数値は、A型・B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとし、歩行者等の安全を確保するため必要最小限の幅とすること。  
 なお、II、III種においては、必要な幅の算出根拠として軌跡図を提出させること。  
 5 取付け方法についてはA型を標準とし、特殊な箇所については別途考慮することができる。  
 一方通行及び中央分離帯設置区間で2箇所に出入口を設ける場合は、B型を標準とする。

(表-2)

舗装厚表

種別	車種 ※( )内は最大積載量	乗入幅※表1による		アスファルト舗装				コンクリート舗装		インターロッキング				設置目的
		A型	B型	密粒	粗粒	上層路盤	下層路盤	コンクリート	路盤	ブロック	モルタル	コンクリート	路盤	
I種①	乗用・小型貨物自動車	4.0m以下	—	5	—	20(路盤)		15	10	6	3	—	10	一般住宅
I種②		6.0m以下	—	5	—	10	15	15	10	6	3	—	10	主として乗用・小型貨物車が常時出入りする店舗、事務所、マンション、貸駐車場
II種	普通貨物自動車等 (6.5t以下)	8.0m以下	7.0m以下	5	5	10	15	20	20	8	3	10	15	大型車の乗入が少ない店舗等
III種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5tを超えるもの)	12.0m以下	8.0m以下	5	10	10	20	25	25	8	3	10	20	長さ8.0m以上の車両が出入りする工場、倉庫、ガソリンスタンド、大型店舗、ドライブイン、駐車場等

単位:cm

- (注) 1 乗入規格表(表-1)による車種別舗装厚による車種を適用すること。  
 2 コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma_{28} = 21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。  
 3 アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。また、再生材の利用を優先すること。  
 4 路床土は良質土又は路床用碎石(B-40/RB-40)を用い、軟弱地盤等で適当なCBRが確保できない場合には、路床入替を行うこと。  
 なお、路床入替を行う場合、入替厚は付近の道路台帳附図を参考とし、不明な場合には在来路床CBRにより必要な入替厚を求めること。  
 5 上層路盤材料は粒度調整碎石(M-30)又は水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(HMS-25)を用いるものとする。  
 6 下層路盤材料はクラッシャーラン(C-40/RC-40)又は鉄鋼スラグ(CS-40)を用いるものとする。  
 ただし、承認工事により施工する場合は、粒度調整碎石(M-30)又は粒度調整鉄鋼スラグ(MS-25)に変更することができる。  
 7 路盤材料は粒度調整碎石(M-30)又は粒度調整鉄鋼スラグ(MS-25)を用いるものとし、一層の仕上がり厚は20cm以下とすること。  
 8 インターロッキングの敷材はモルタルとすること。  
 9 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないこと。  
 10 III種の舗装構成において、設置目的に照らし過大と判断した申請者が具体的な舗装厚計算書を提出し審査を求めることは妨げない。  
 11 上表は申請者自らが施工する場合であり、道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合は別途考慮できるものとする。

(表-3)

## 車道復旧時の舗装構成 (参考例)

設計期間20年、信頼性90%

大型車 交通量	100台/日・方向未満 の道路(N3交通以下)	250台/日・方向未満 の道路(N4交通)	1,000台/日・方向未満 の道路(N5交通)	3,000台/日・方向未満 の道路(N6交通)	3,000台/日・方向以上 の道路(N7交通)																																																												
舗装構成 路床設計 CBR3%	<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">45</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td></td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>20</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>20</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	45	粗粒度As		粒調碎石 (M-30)	20	再生碎石 (RC-40)	20	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">65</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td></td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>10</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>50</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	65	粗粒度As		粒調碎石 (M-30)	10	再生碎石 (RC-40)	50	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">80</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>5</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>15</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>55</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	80	粗粒度As	5	粒調碎石 (M-30)	15	再生碎石 (RC-40)	55	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">95</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>10</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>40</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>40</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	95	粗粒度As	10	粒調碎石 (M-30)	40	再生碎石 (RC-40)	40	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">125</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>15</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>45</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>60</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	125	粗粒度As	15	粒調碎石 (M-30)	45	再生碎石 (RC-40)	60	路床		
密粒度As	5	45																																																															
粗粒度As																																																																	
粒調碎石 (M-30)	20																																																																
再生碎石 (RC-40)	20																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	65																																																															
粗粒度As																																																																	
粒調碎石 (M-30)	10																																																																
再生碎石 (RC-40)	50																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	80																																																															
粗粒度As	5																																																																
粒調碎石 (M-30)	15																																																																
再生碎石 (RC-40)	55																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	95																																																															
粗粒度As	10																																																																
粒調碎石 (M-30)	40																																																																
再生碎石 (RC-40)	40																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	125																																																															
粗粒度As	15																																																																
粒調碎石 (M-30)	45																																																																
再生碎石 (RC-40)	60																																																																
路床																																																																	
舗装構成 路床設計 CBR6%	<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">35</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td></td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>15</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>15</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	35	粗粒度As		粒調碎石 (M-30)	15	再生碎石 (RC-40)	15	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">45</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td></td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>20</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>20</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	45	粗粒度As		粒調碎石 (M-30)	20	再生碎石 (RC-40)	20	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">60</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>5</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>10</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>40</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	60	粗粒度As	5	粒調碎石 (M-30)	10	再生碎石 (RC-40)	40	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">75</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>10</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>20</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>40</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	75	粗粒度As	10	粒調碎石 (M-30)	20	再生碎石 (RC-40)	40	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">90</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>15</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>35</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>35</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	90	粗粒度As	15	粒調碎石 (M-30)	35	再生碎石 (RC-40)	35	路床		
密粒度As	5	35																																																															
粗粒度As																																																																	
粒調碎石 (M-30)	15																																																																
再生碎石 (RC-40)	15																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	45																																																															
粗粒度As																																																																	
粒調碎石 (M-30)	20																																																																
再生碎石 (RC-40)	20																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	60																																																															
粗粒度As	5																																																																
粒調碎石 (M-30)	10																																																																
再生碎石 (RC-40)	40																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	75																																																															
粗粒度As	10																																																																
粒調碎石 (M-30)	20																																																																
再生碎石 (RC-40)	40																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	90																																																															
粗粒度As	15																																																																
粒調碎石 (M-30)	35																																																																
再生碎石 (RC-40)	35																																																																
路床																																																																	
舗装構成 路床設計 CBR8%	<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">30</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td></td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>10</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>15</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	30	粗粒度As		粒調碎石 (M-30)	10	再生碎石 (RC-40)	15	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">45</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td></td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>10</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>30</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	45	粗粒度As		粒調碎石 (M-30)	10	再生碎石 (RC-40)	30	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">50</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>5</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>10</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>30</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	50	粗粒度As	5	粒調碎石 (M-30)	10	再生碎石 (RC-40)	30	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">65</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>10</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>15</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>35</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	65	粗粒度As	10	粒調碎石 (M-30)	15	再生碎石 (RC-40)	35	路床			<table border="1"> <tr><td>密粒度As</td><td>5</td><td rowspan="4">80</td></tr> <tr><td>粗粒度As</td><td>15</td></tr> <tr><td>粒調碎石 (M-30)</td><td>30</td></tr> <tr><td>再生碎石 (RC-40)</td><td>30</td></tr> <tr><td>路床</td><td></td><td></td></tr> </table>	密粒度As	5	80	粗粒度As	15	粒調碎石 (M-30)	30	再生碎石 (RC-40)	30	路床		
密粒度As	5	30																																																															
粗粒度As																																																																	
粒調碎石 (M-30)	10																																																																
再生碎石 (RC-40)	15																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	45																																																															
粗粒度As																																																																	
粒調碎石 (M-30)	10																																																																
再生碎石 (RC-40)	30																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	50																																																															
粗粒度As	5																																																																
粒調碎石 (M-30)	10																																																																
再生碎石 (RC-40)	30																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	65																																																															
粗粒度As	10																																																																
粒調碎石 (M-30)	15																																																																
再生碎石 (RC-40)	35																																																																
路床																																																																	
密粒度As	5	80																																																															
粗粒度As	15																																																																
粒調碎石 (M-30)	30																																																																
再生碎石 (RC-40)	30																																																																
路床																																																																	

単位:cm

- (注) 1 車道舗装構成が道路台帳附図に記載されている場合は、当該舗装構成を適用することができる。但し、適用にあたっては、復旧箇所の交通状況を  
 勘察し、既設舗装構成を採用するか、上表の舗装構成を採用するか検討すること。なお、粒調スラグを使用する場合は、別途考慮すること。  
 2 大型車交通量は、片側車線のものである。最新の道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査)が適用できる。  
 3 その他舗装設計計算により、道路管理者が認めたものについては、この限りでない。  
 4 路床構築が必要な場合には、別途検討すること。

(表-4)

## 出入口標準構造選定表

 セミフラット形式

型式	I種		II種	III種
	①	②		
乗入口標準構造図			図-4	
歩車道境界ブロック標準図			図-A	

 フラット形式

型式	I種		II種	III種
	①	②		
乗入口標準構造図	図-5		図-6	図-7
歩車道境界ブロック標準図			図-B	

 マウントアップ形式【すりつけ型】

型式	I種		II種	III種
	①	②		
乗入口標準構造図	図-8		図-9	図-10
歩車道境界ブロック標準図	図-C		図-D	

 マウントアップ形式【全面切下げ型】

型式	I種		II種	III種
	①	②		
乗入口標準構造図	図-11		図-12	図-13
歩車道境界ブロック標準図	図-A		図-E	

(表-5)

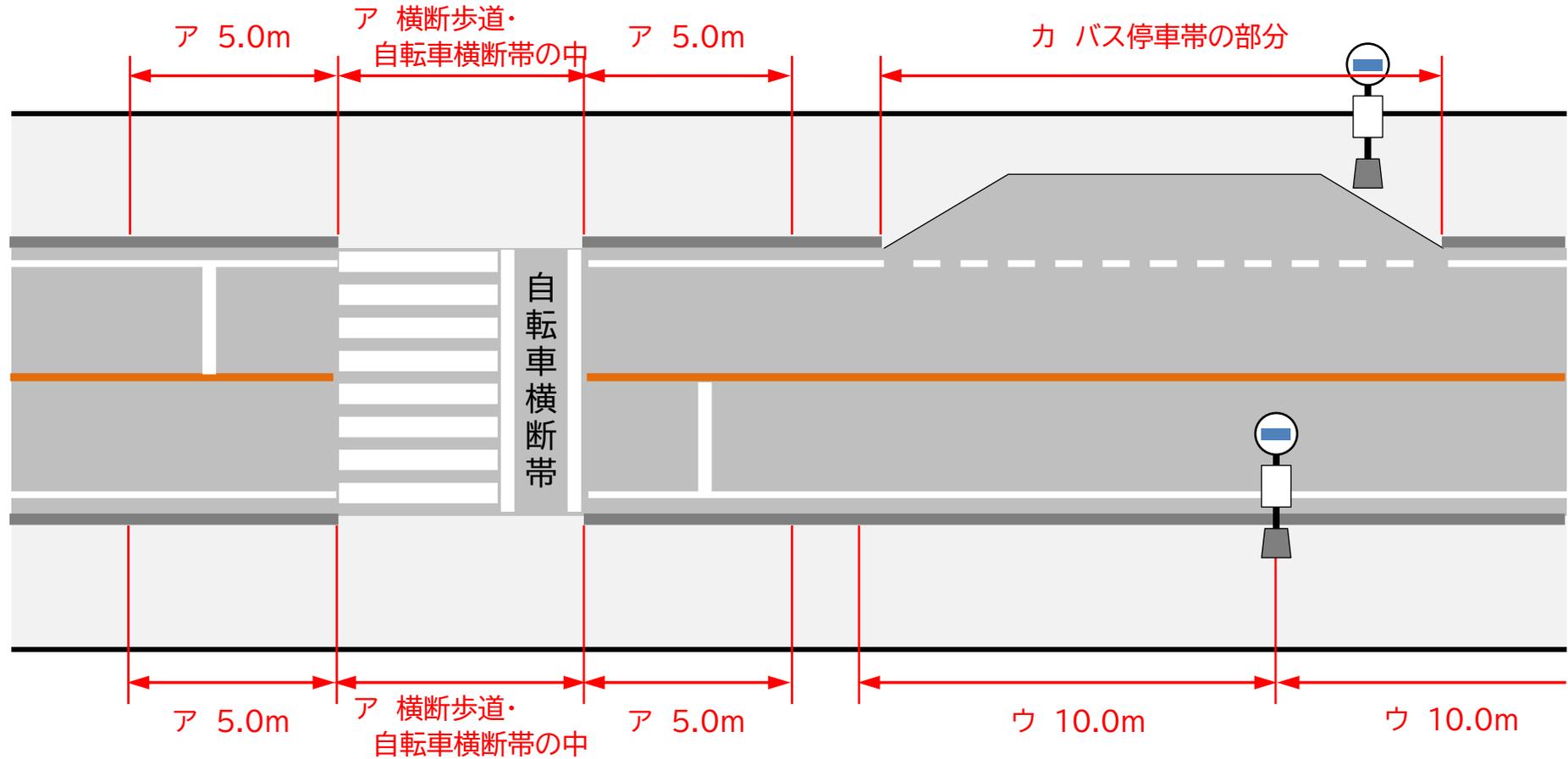
## 排水施設改築方法

種別	車種 ※( )内は最大積載量	適用	
		側溝等	溝蓋
I種①	乗用・小型貨物自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KUS(茨城県規格長尺U字溝)及び同等品</li> <li>・既設側溝の改修(耐荷重T-14相当以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISL(茨城県規格側溝用ふた)及び同等品</li> <li>・溝蓋の改修(耐荷重T-14相当以上)</li> </ul>
I種②		<ul style="list-style-type: none"> <li>・KUR(茨城県規格長尺U字溝)及び同等品</li> <li>・既設側溝の改修(耐荷重T-25以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IRL(茨城県規格側溝用ふた)及び同等品</li> <li>・溝蓋の改修(耐荷重T-25相当以上)</li> </ul>
II種	普通貨物自動車等 (6.5t以下)		
III種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5tを超えるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KUB(茨城県規格長尺BOX型側溝)</li> <li>・スリット付き道路横断用側溝</li> <li>・ボックスカルバート</li> <li>・既設側溝の改修(溝蓋部の床版化・T-25対応)</li> </ul>	

- (注) 1 既設側溝の改修して対応する場合にあっては、コンクリート二次製品と同等の性能を有している構造であること。  
 2 溝蓋をグレーチングにする必要がある場合は、I種①はT-14、I種②及びII種はT-25を用いてボルト締めをすること。  
 3 溝蓋の製品長は1m以上とし、がたつき防止の観点から2mのものを採用できる場合には積極的に採用すること。  
 4 I種②及びII型を適用する場合において、特に貨物自動車等が頻繁に出入りする店舗等はIII種と同じ構造とすること。  
 5 III種については、暗渠化(溝蓋のない形式)を原則とする。  
 併せて、両端に維持管理及び路面排水処理を考慮して集水枥を設置すること(KUBを除く)。  
 6 III種における既設側溝の改築は、側溝が現場打ち又は車道用側溝の場合には、溝蓋部を床版化(側溝と一体化)すること。  
 溝蓋部の床版化に当たっては、埋設型枠等を使用し、所定の強度を確保すること。

(図-1)

車両出入口設置禁止箇所①



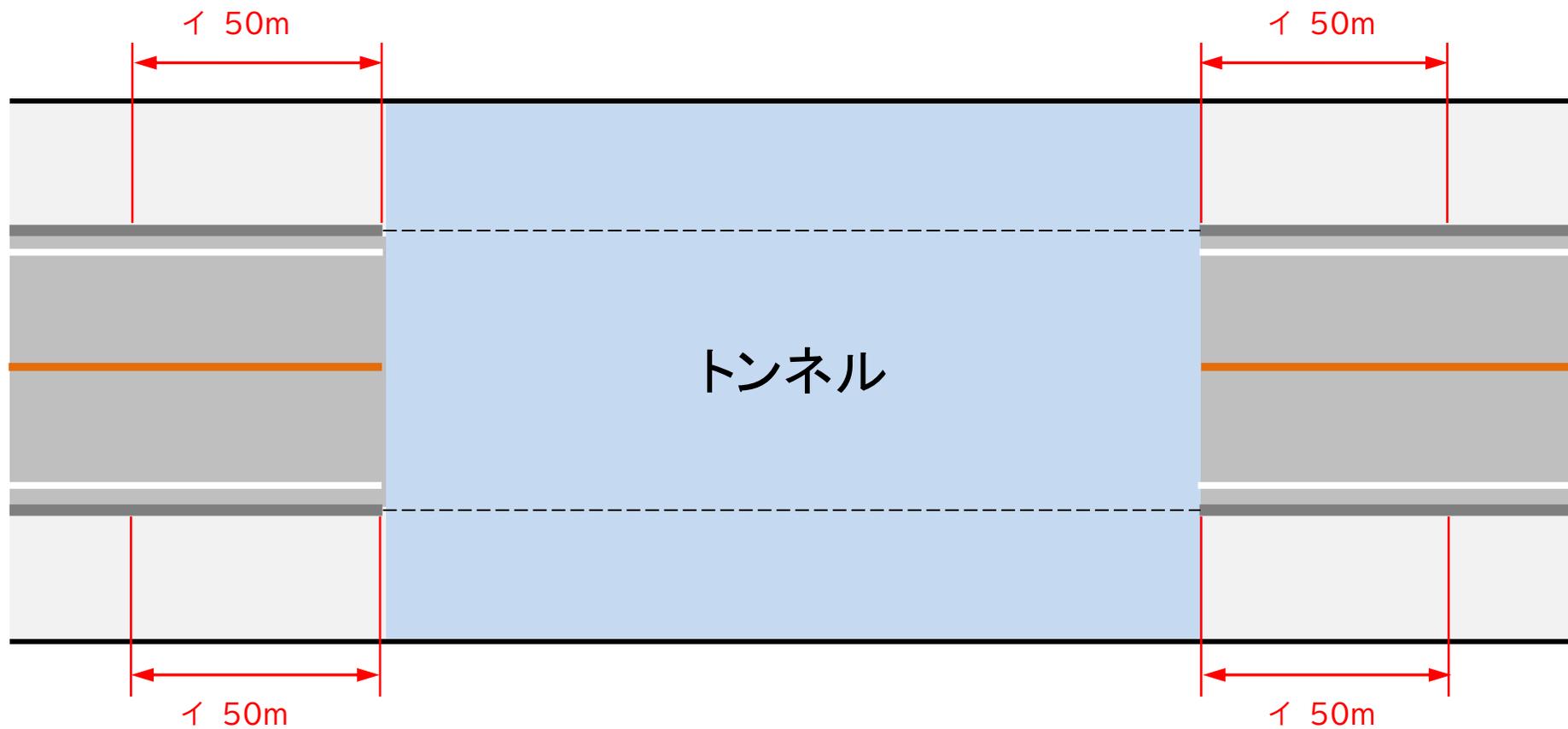
ア 横断歩道、自転車横断帯の中及びそれらの前後5.0m以内の部分

ウ バス停留所の中、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10.0m以内の部分

カ バス停車帯の部分

(図-1)

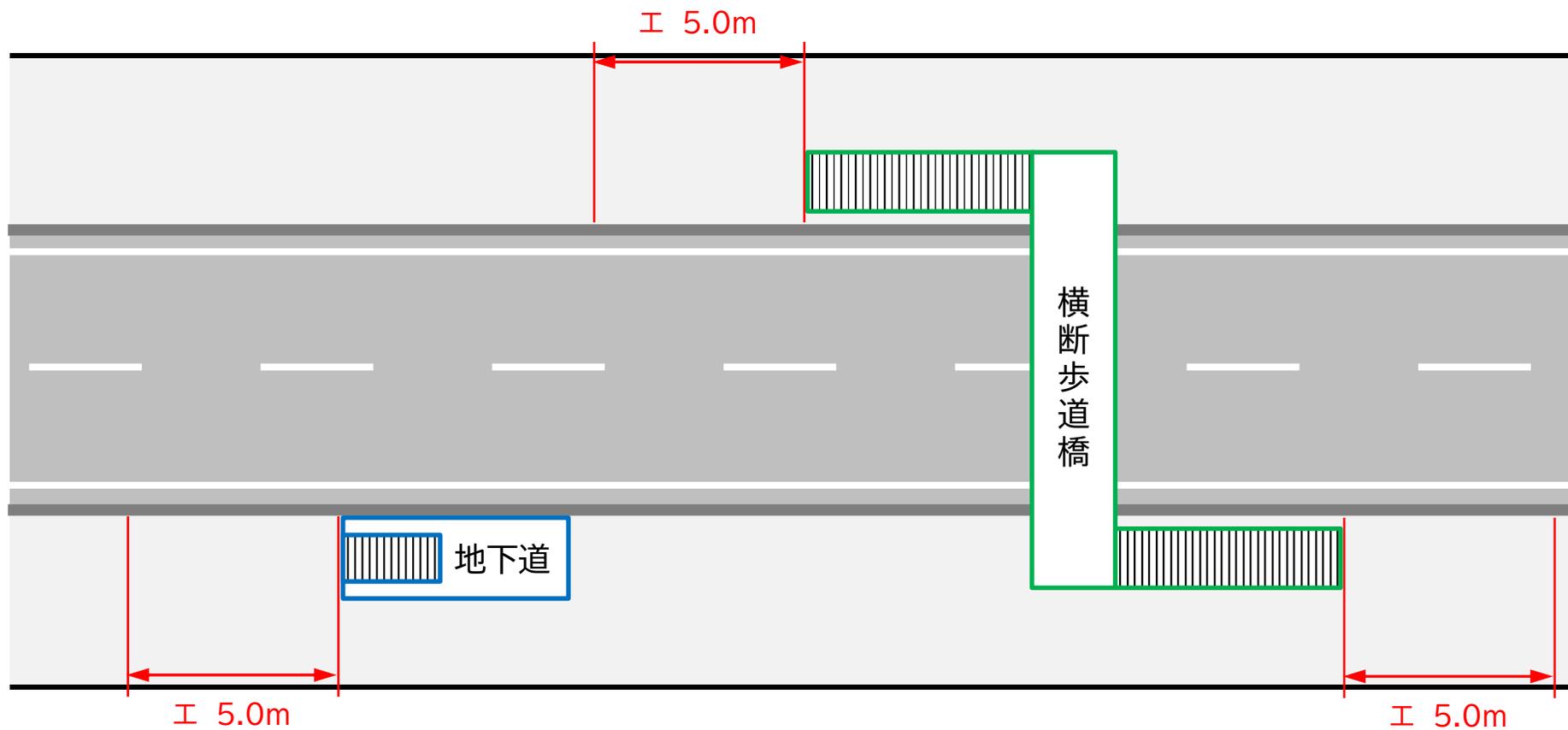
車両出入口設置禁止箇所②



イ トンネルの前後50.0m以内の部分

(図-1)

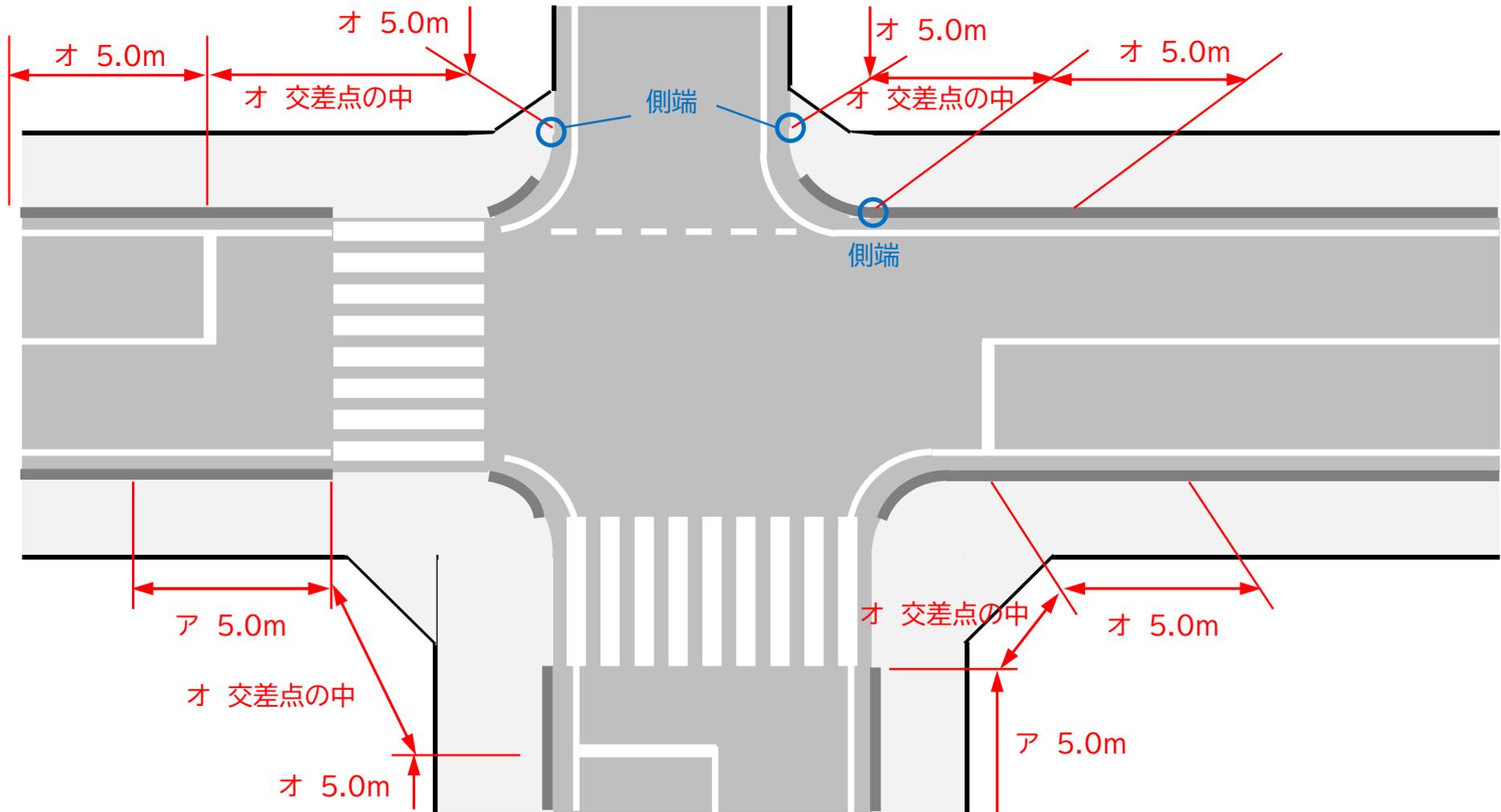
車両出入口設置禁止箇所③



工 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5.0m以内の部分

(図-1)

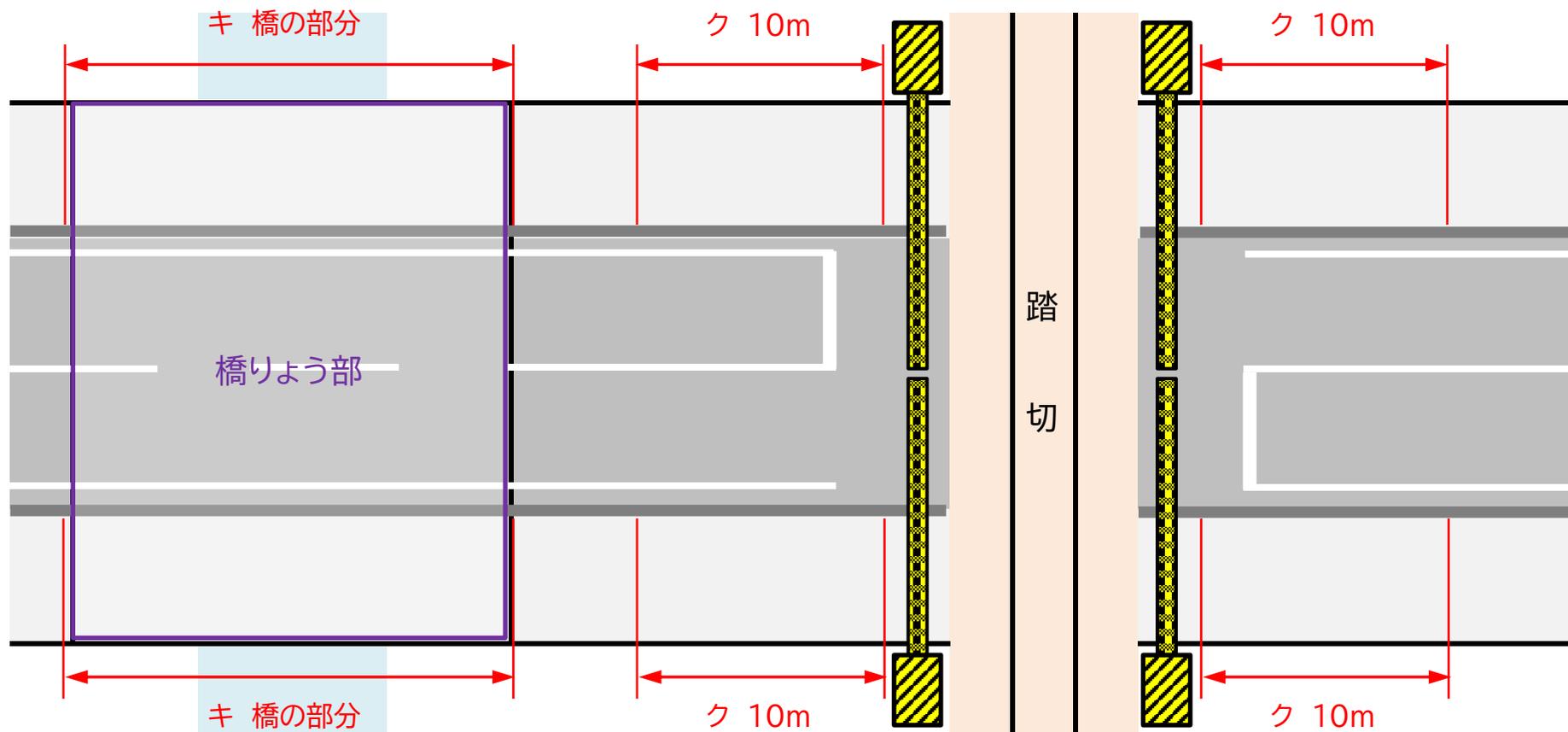
車両出入口設置禁止箇所④



オ 交差点の中及び交差点の側端(停止線がある場合には停止線)又は道路の曲がり角から5.0m以内の部分、  
ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く

(図-1)

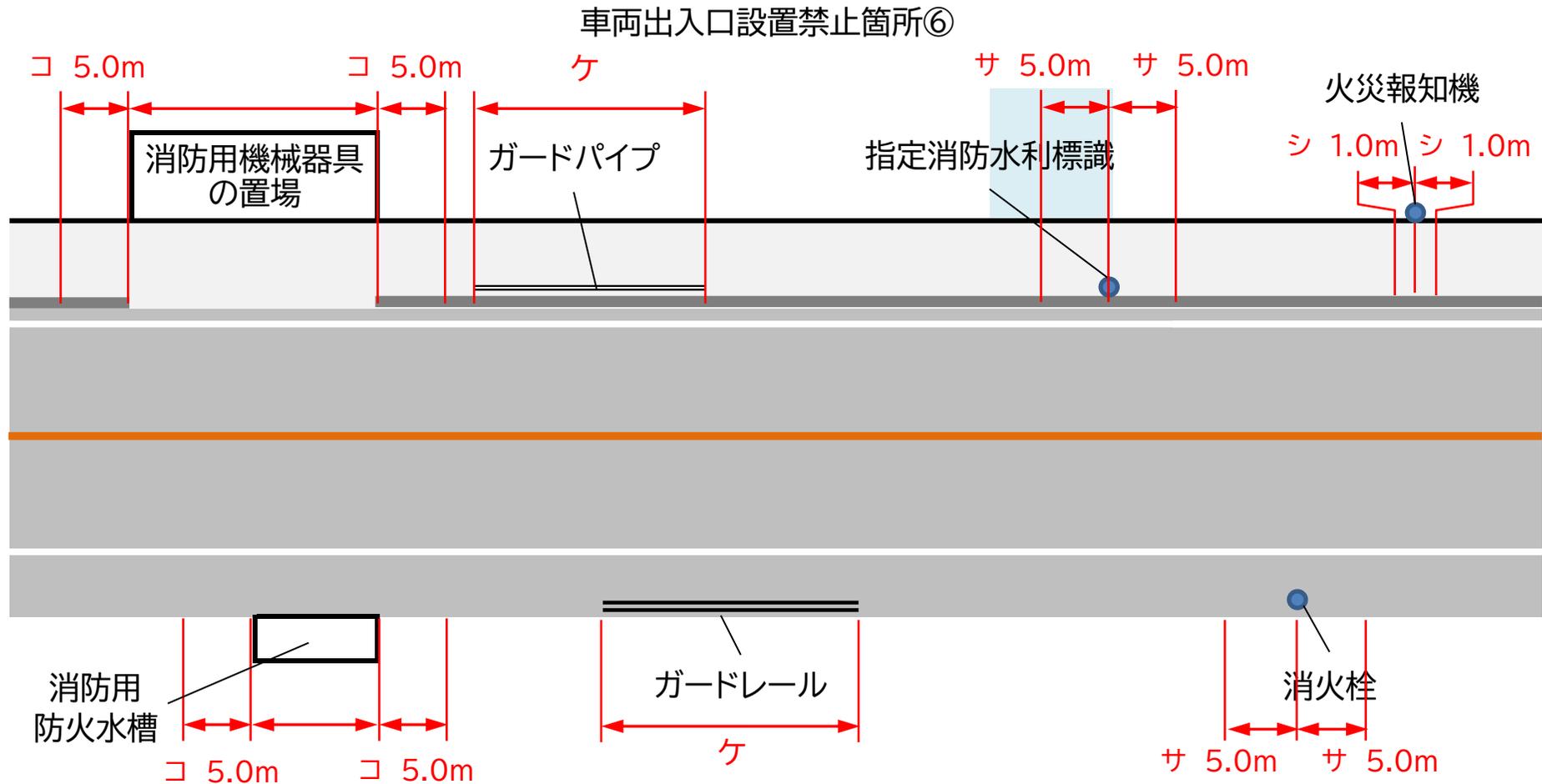
車両出入口設置禁止箇所⑤



キ 橋の部分

ク 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10.0m以内

(図-1)

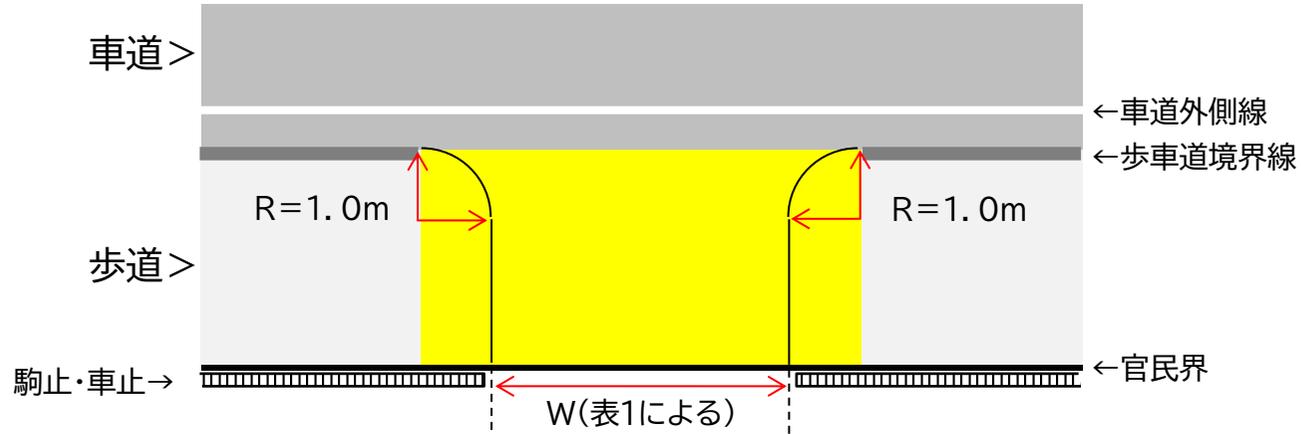


- ケ 防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く
- コ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から5.0m以内の部分
- サ 消火栓、指定消防水利の標識が設置されている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から5.0m以内の部分
- シ 火災報知器から1.0m以内の部分

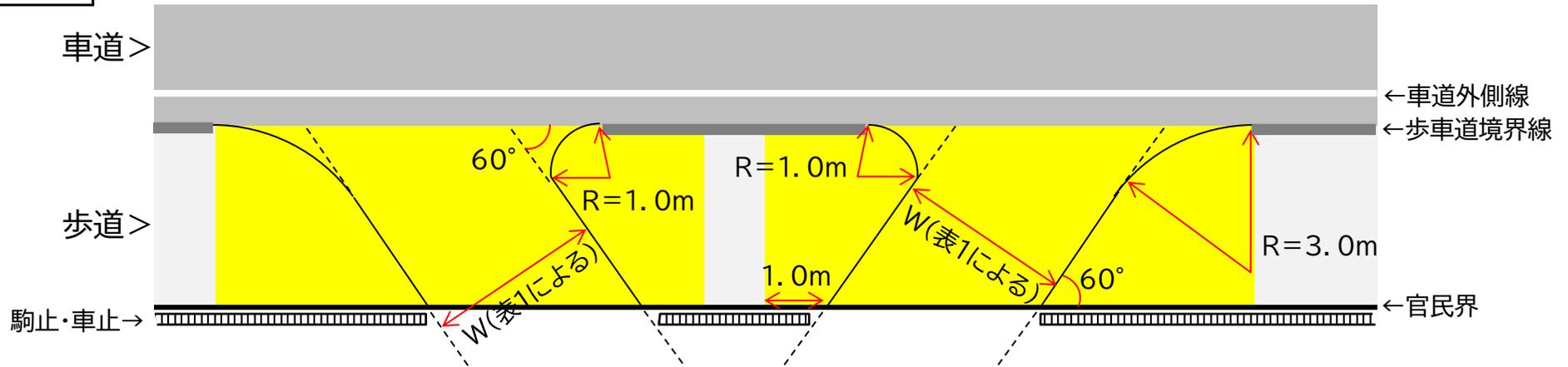
(図-2)

A型・B型 標準図

A型



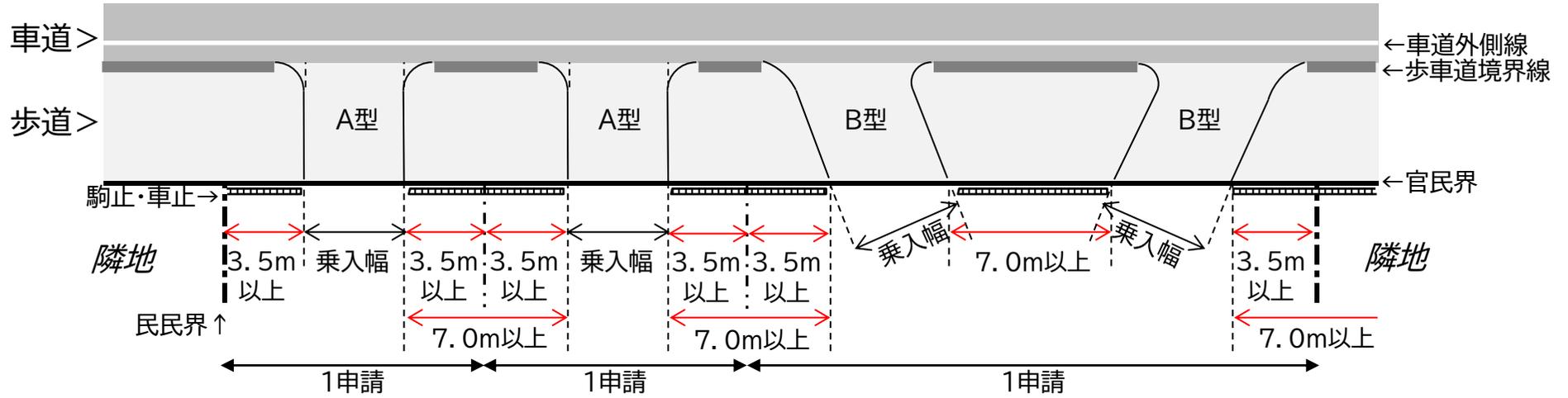
B型



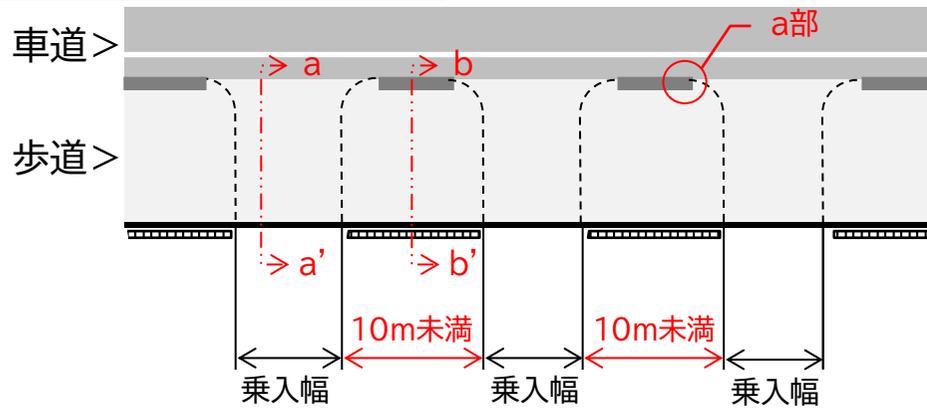
(図-3)

### 出入口の間隔

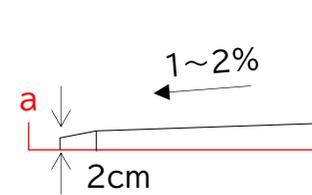
#### 原則とする出入口の間隔



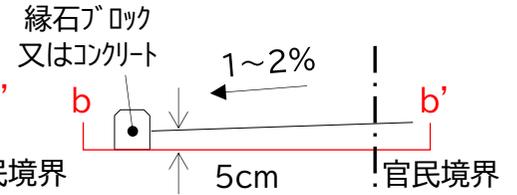
#### 間隔が10m未満の場合



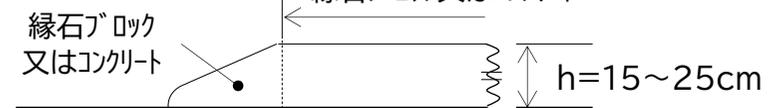
#### a-a' 断面図



#### b-b' 断面図

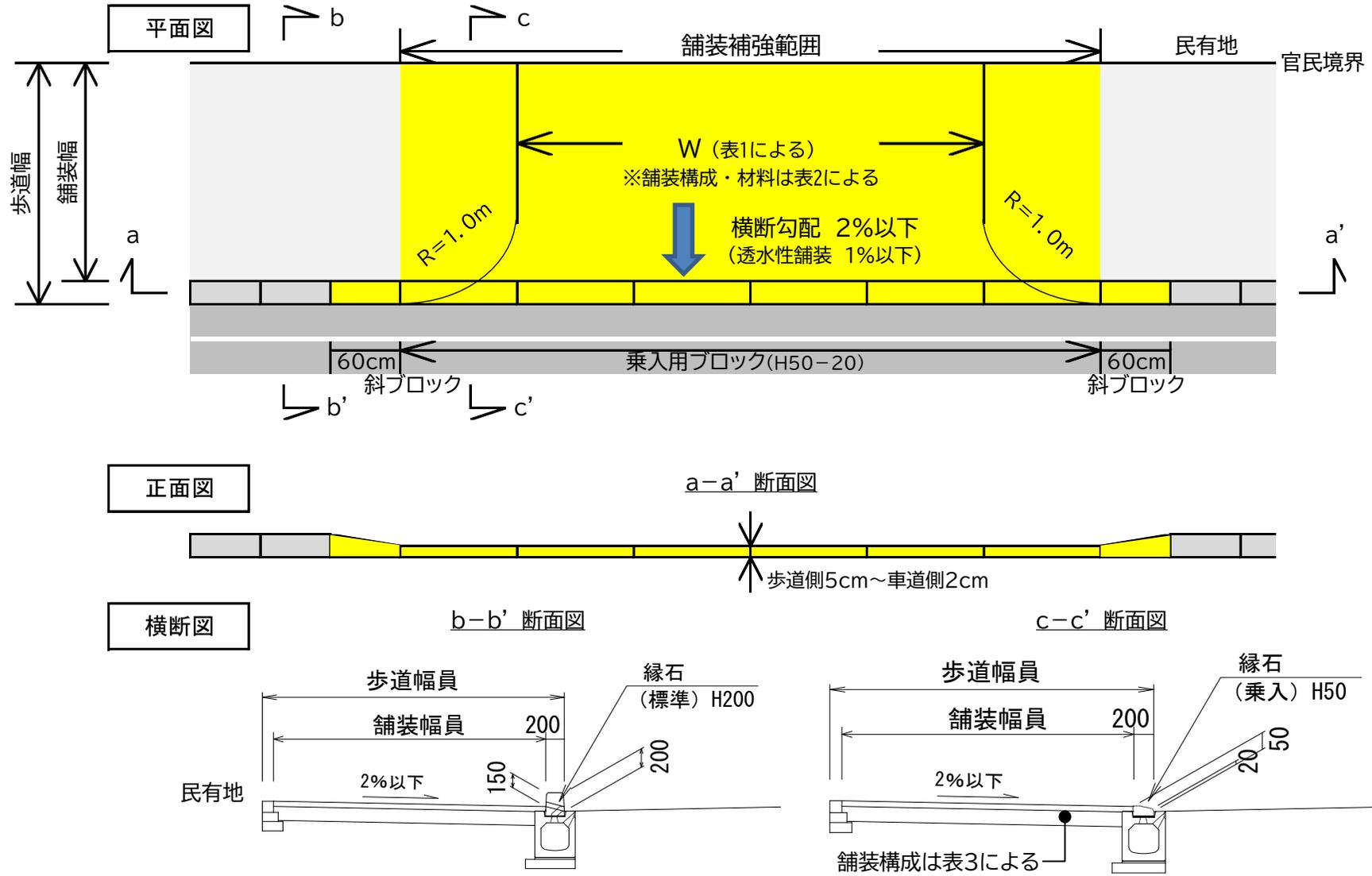


#### a部詳細図



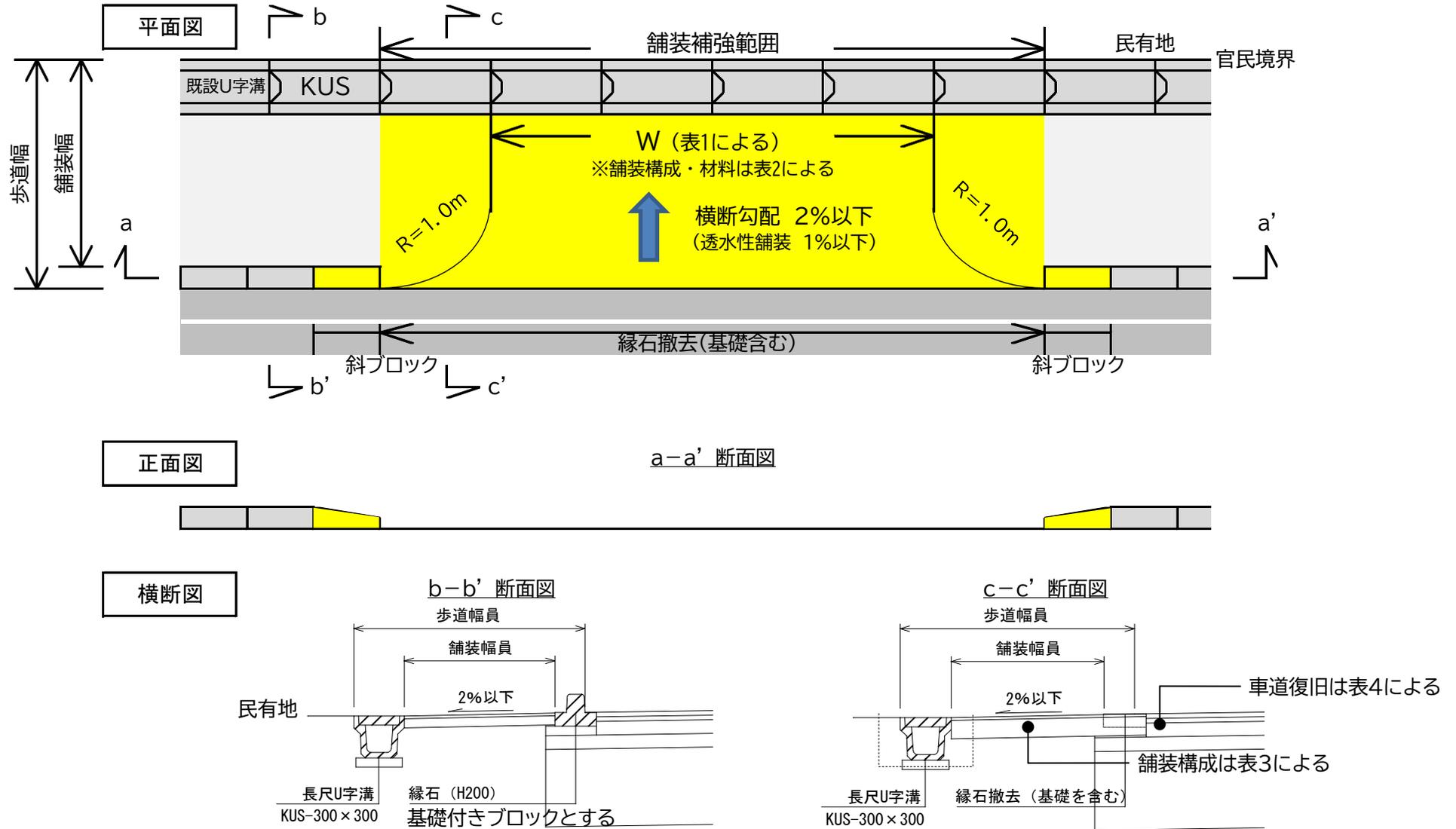
(図-4)

乗入口標準構造図 (セミフラット形式)



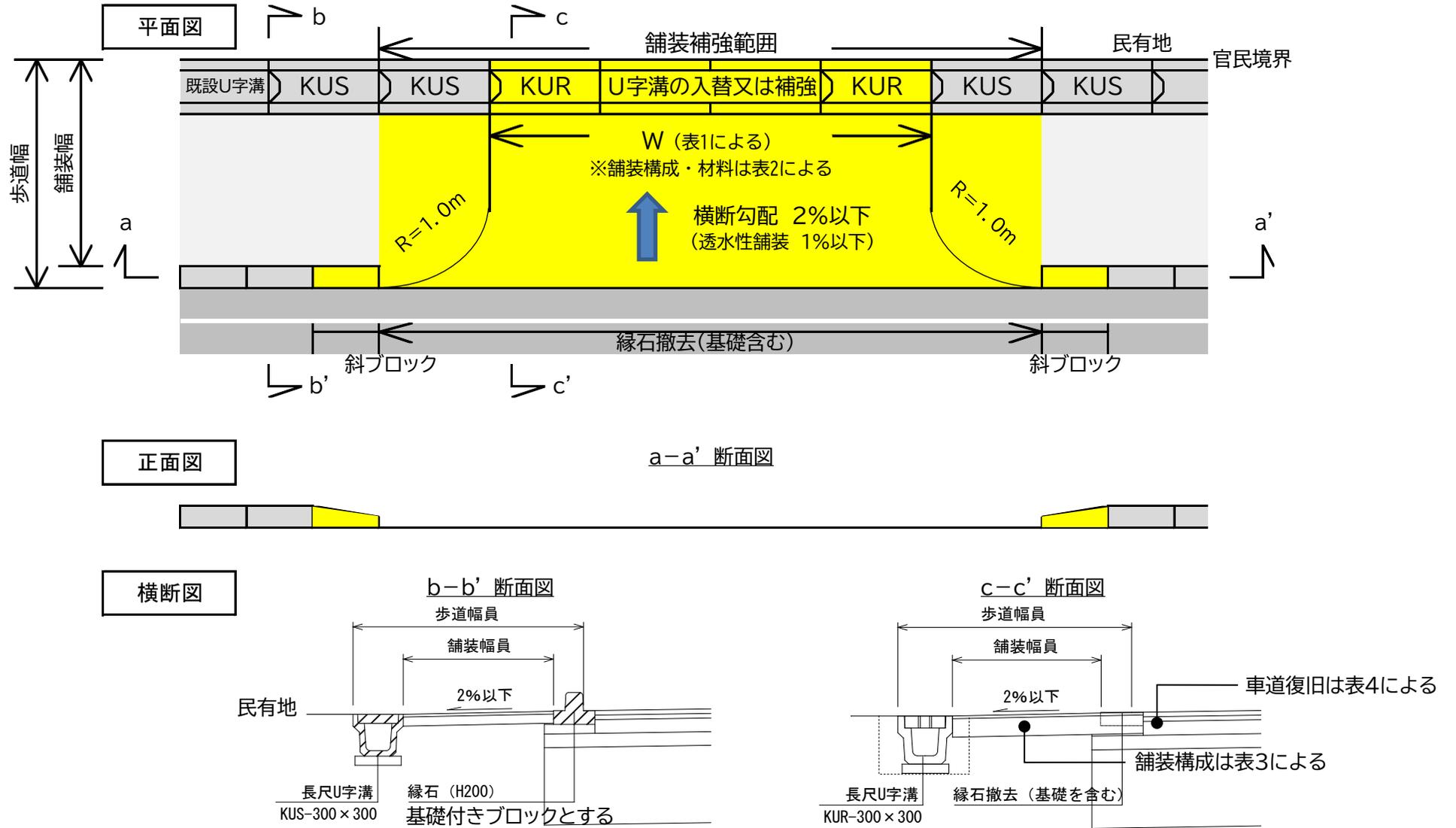
(図-5)

乗入口標準構造図 (フラット形式 / I種①)



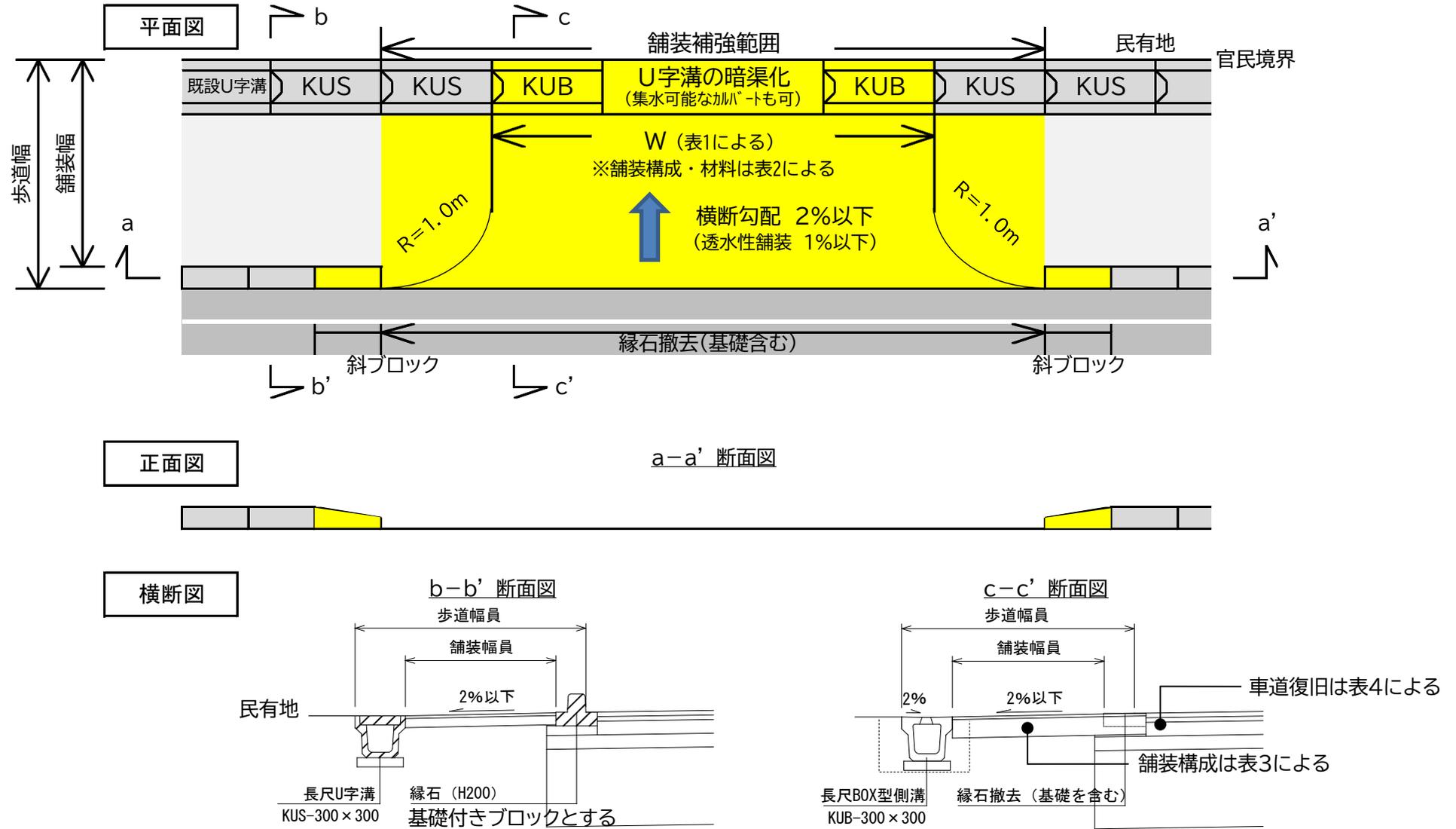
(図-6)

乗入口標準構造図 (フラット形式 / I種②・II種)



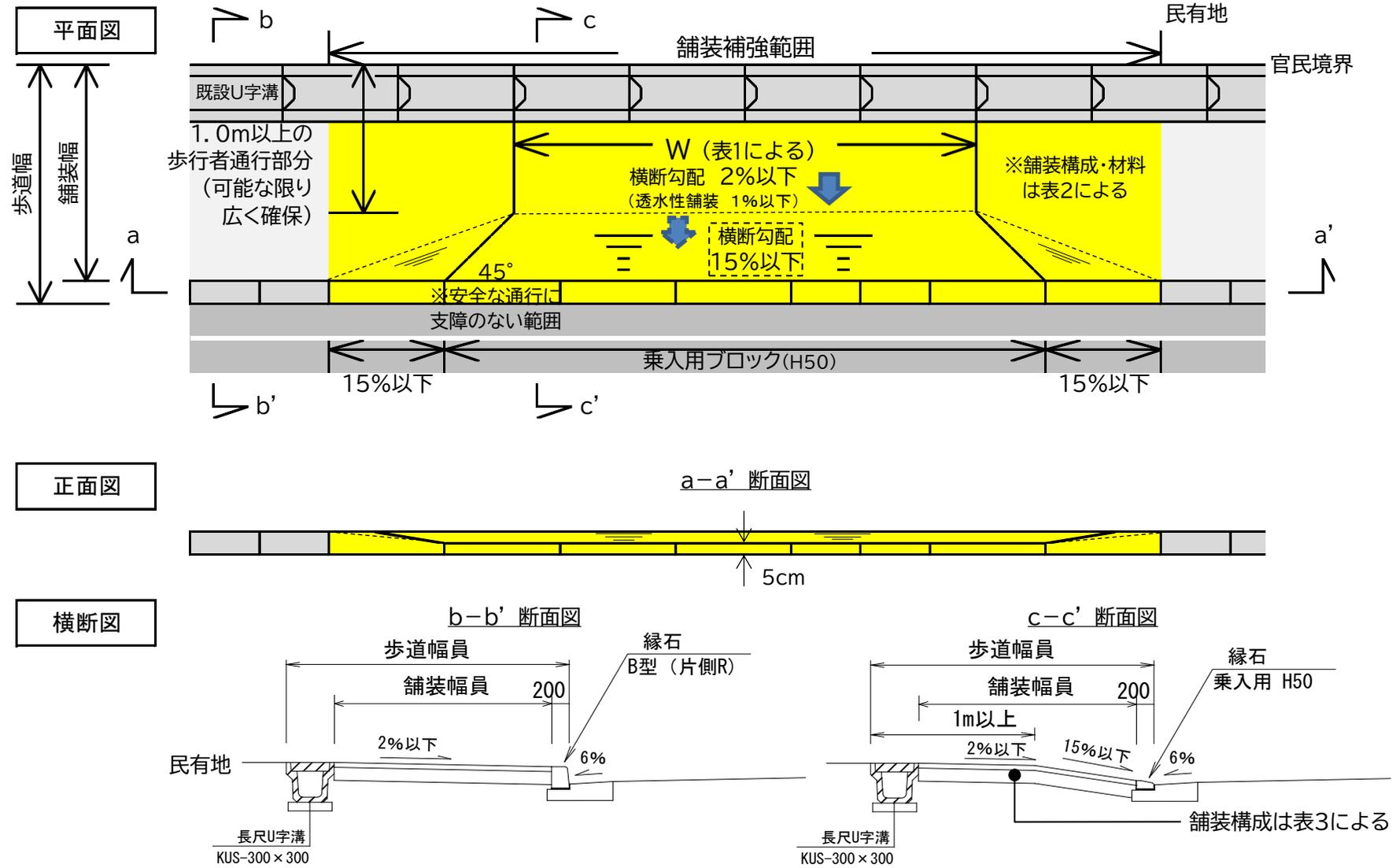
(図-7)

乗入口標準構造図 (フラット形式/Ⅲ種)



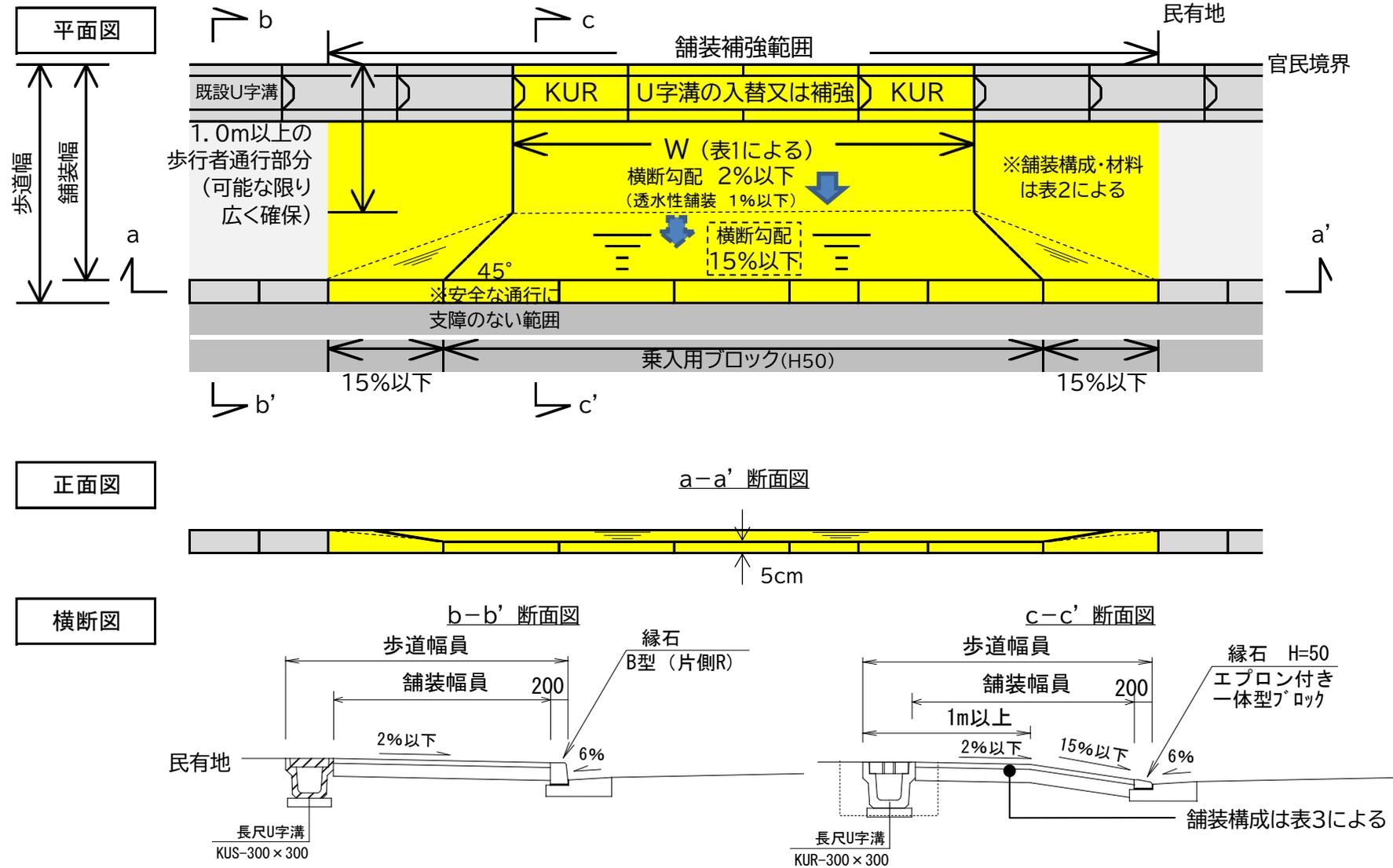
(図-8)

乗入口標準構造図 (マウントアップ形式【すりつけ型】/ I種①)



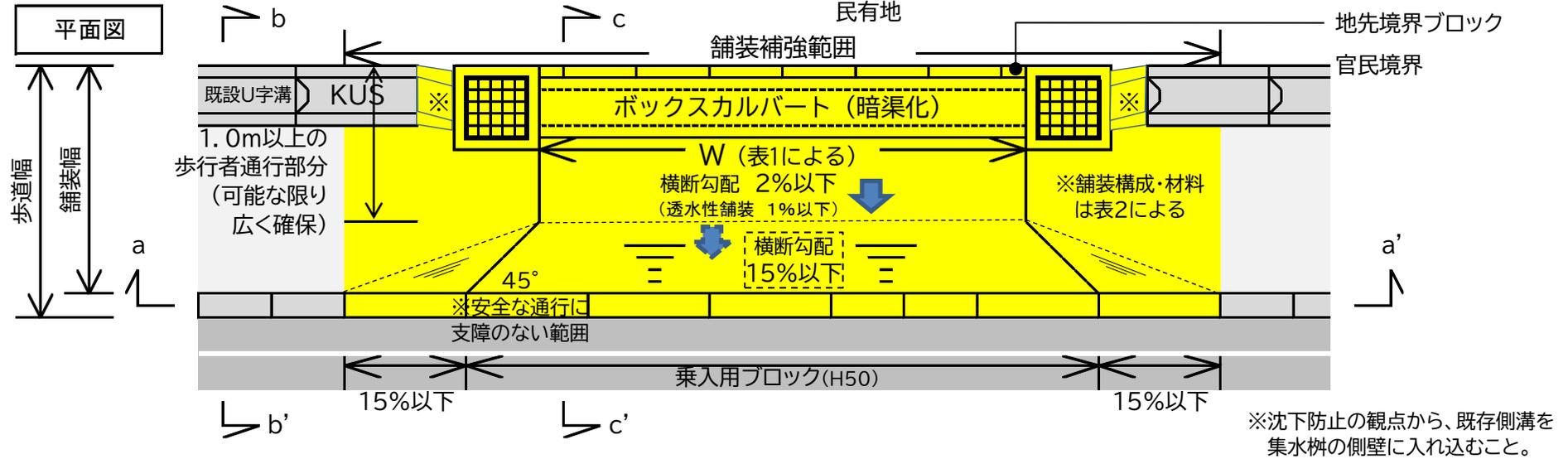
(図-9)

乗入口標準構造図 (マウントアップ形式【すりつけ型】/ I種②・II種)

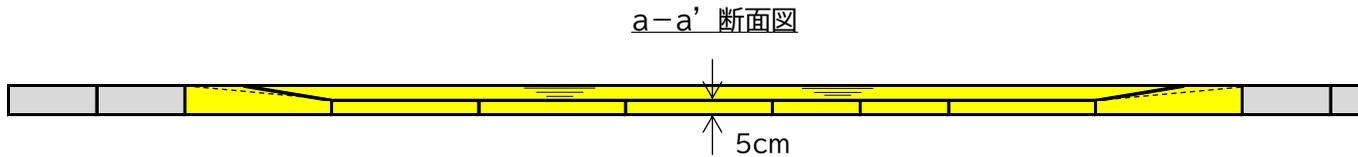


(図-10)

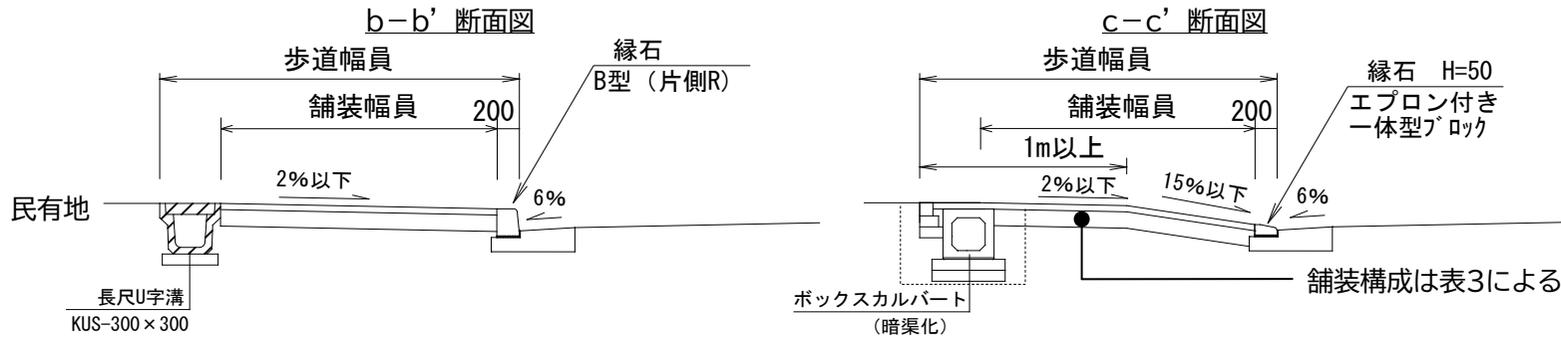
乗入口標準構造図 (マウントアップ形式【すりつけ型】/Ⅲ種)



正面図

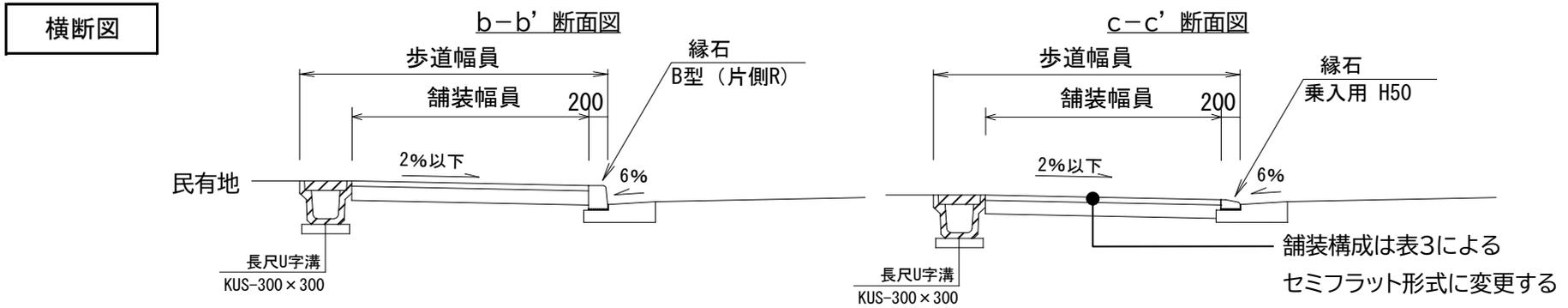
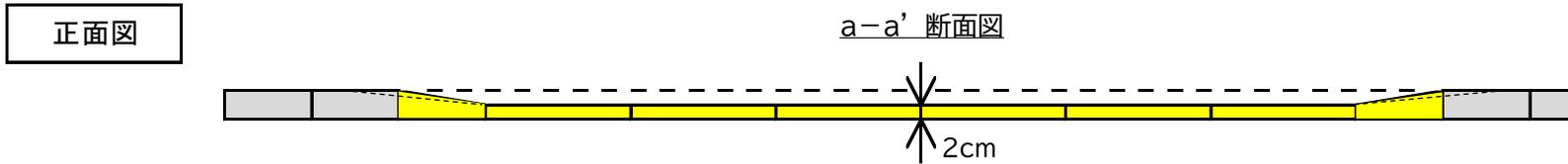
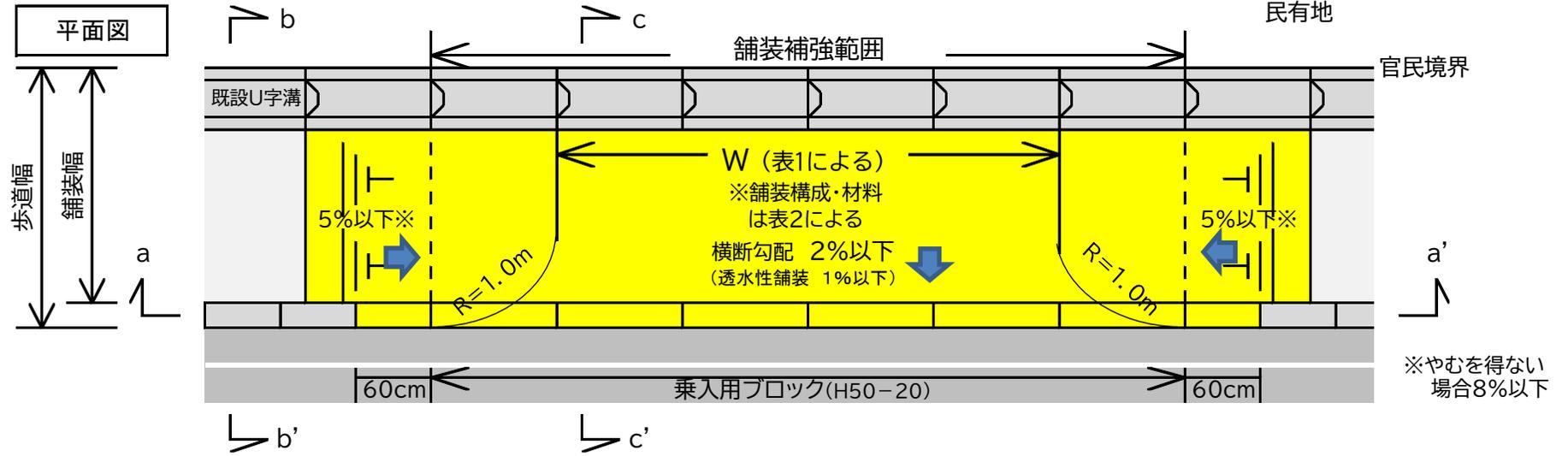


横断面図



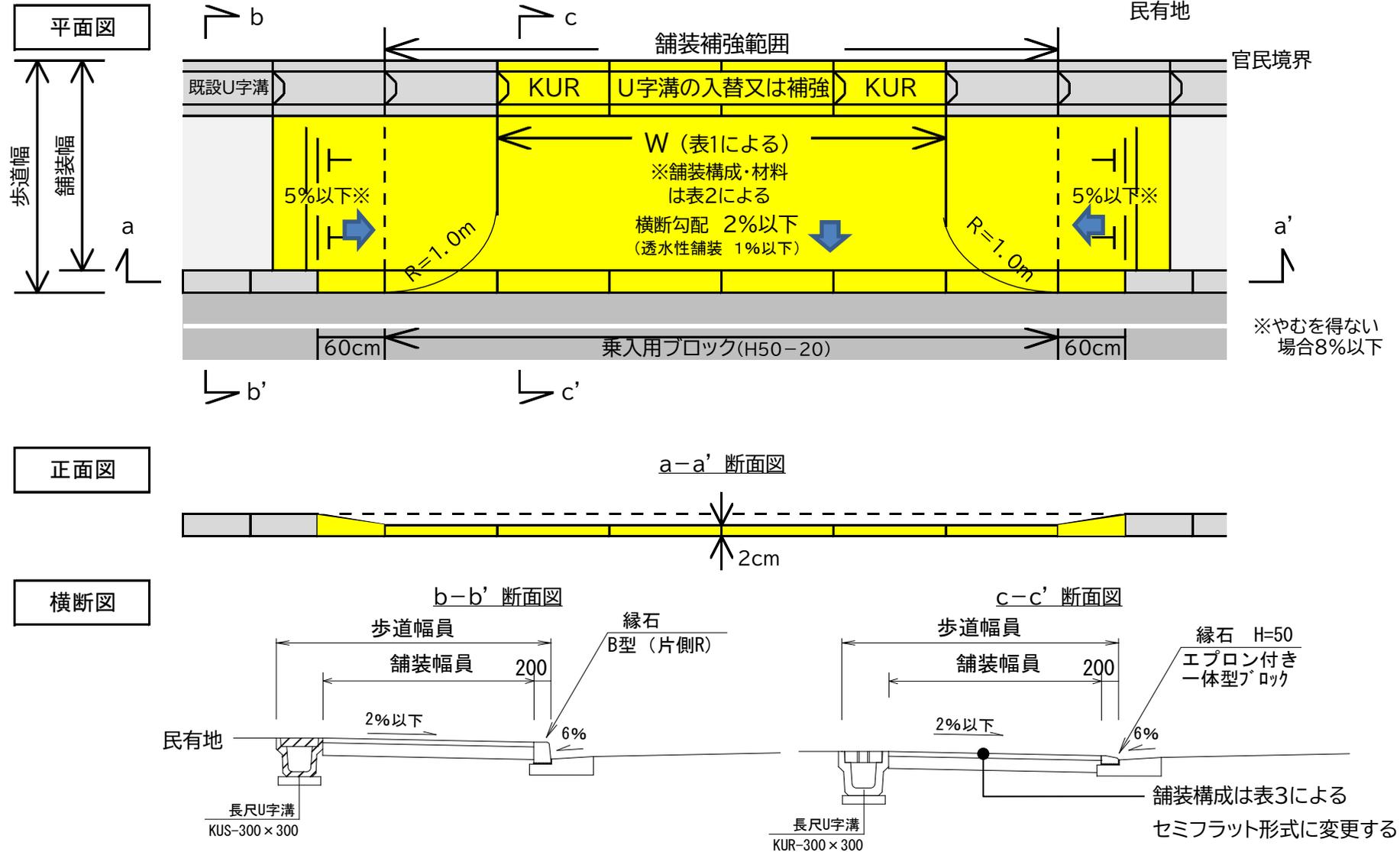
(図-11)

乗入口標準構造図 (マウントアップ形式【全面切下げ型】/ I種①)



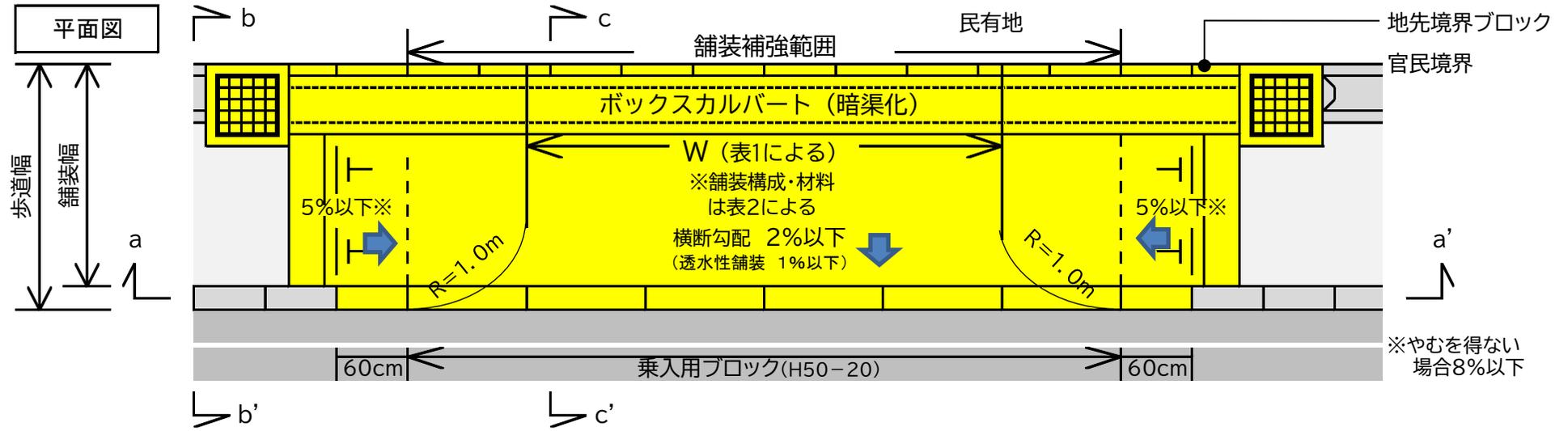
(図-12)

乗入口標準構造図 (マウントアップ形式【全面切下げ型】/ I種②・II種)

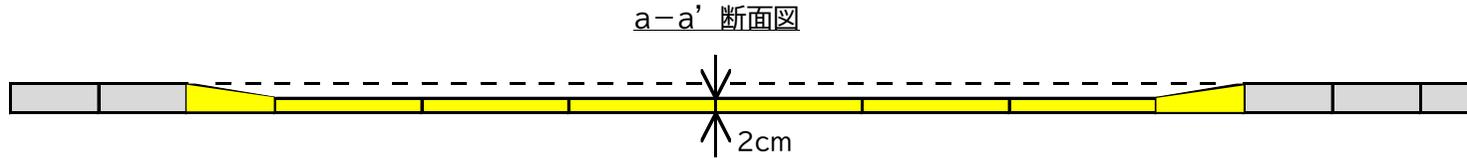


(図-13)

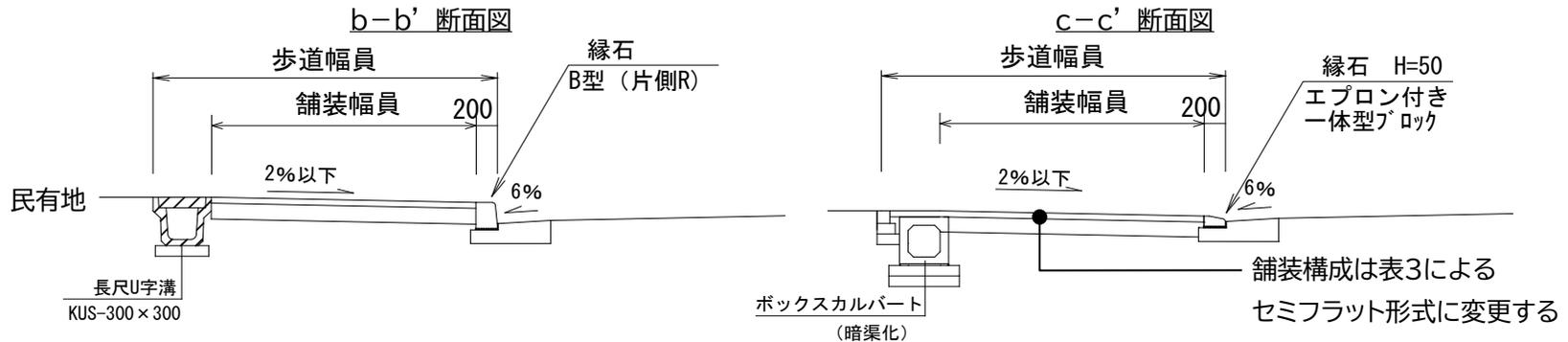
乗入口標準構造図 (マウントアップ形式【全面切下げ型】/Ⅲ種)



正面図



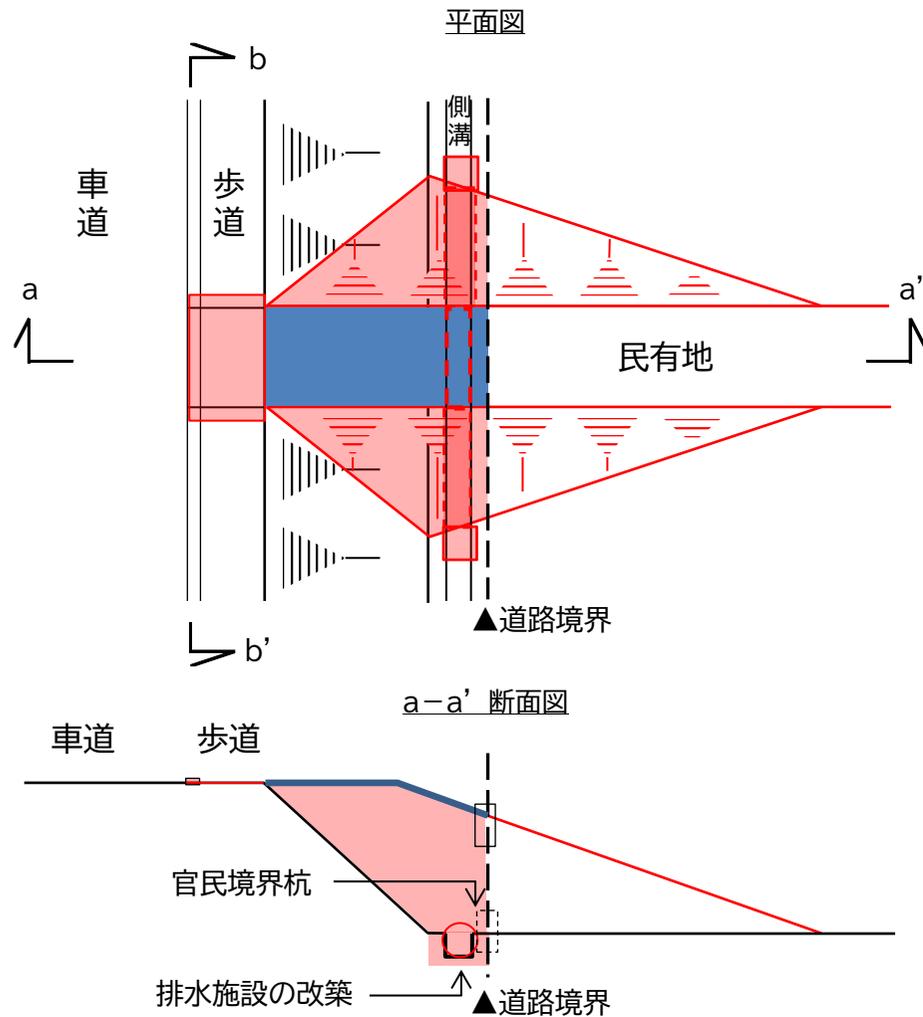
横断面図



(図-14)

承認工事と道路占用の別 (盛土)

盛土を行う場合

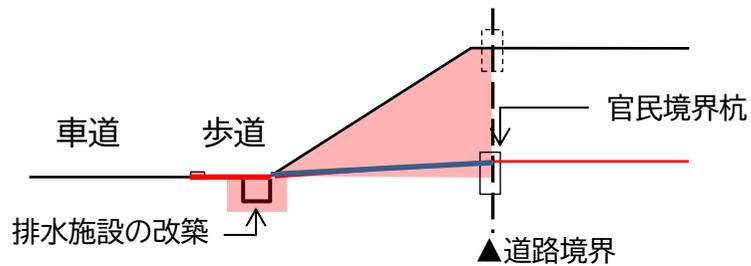
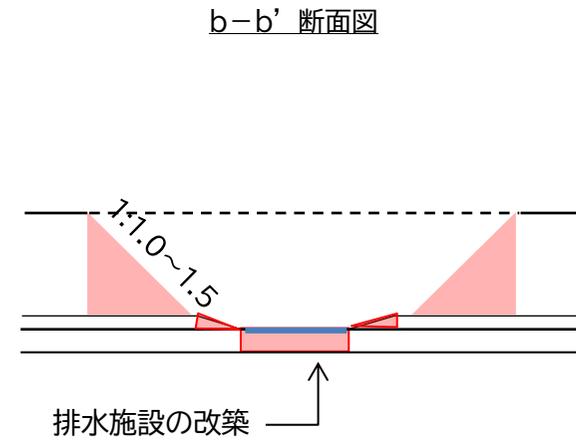
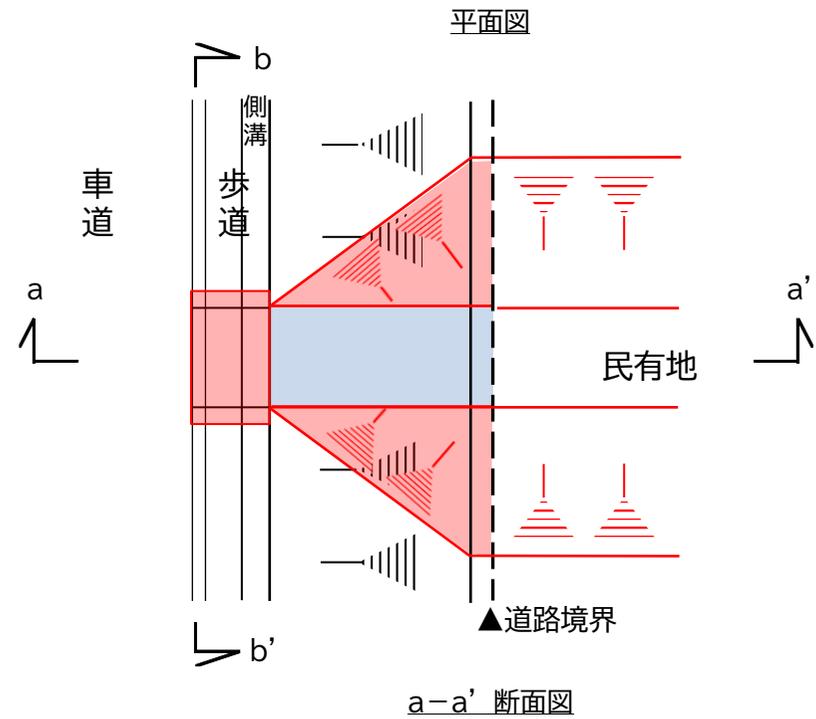


承認工事 (法24条)      道路占用 (法32条)

(図-15)

承認工事と道路占用の別 (切土)

切土を行う場合



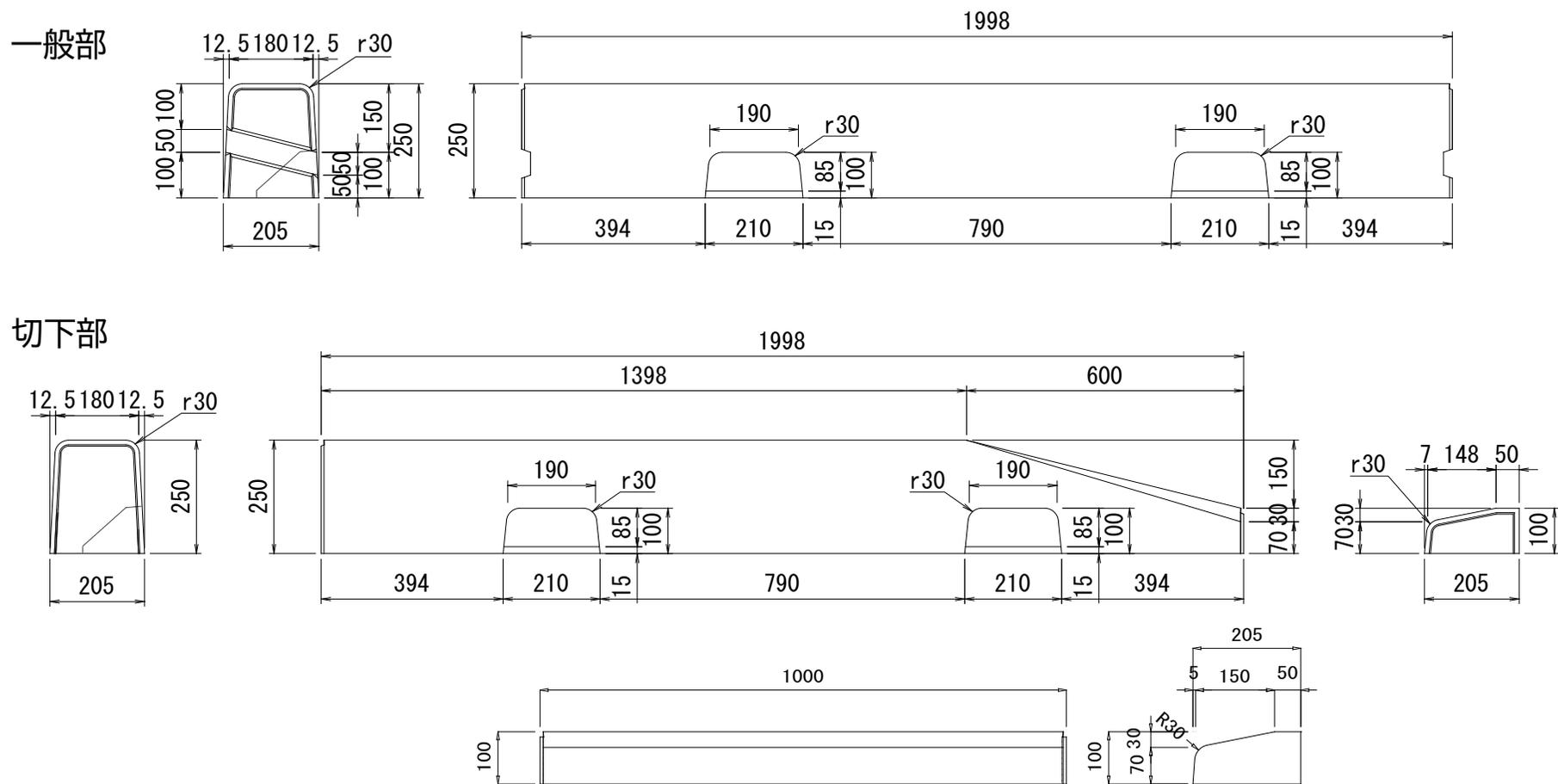
承認工事 (法24条)      道路占用 (法32条)

(図-A)

### 歩車道境界ブロック標準図

セミフラット

<茨城県規格歩車道境界ブロック (H200) 函渠型側溝用 B型>



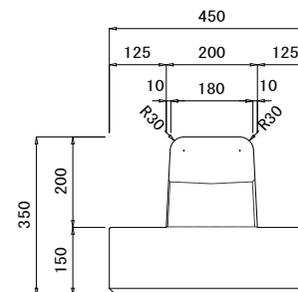
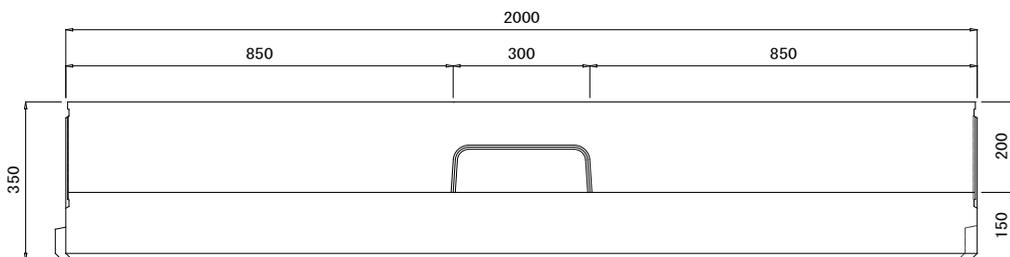
(図-B)

### 歩車道境界ブロック標準図

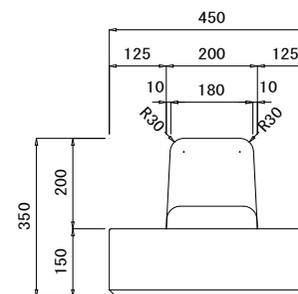
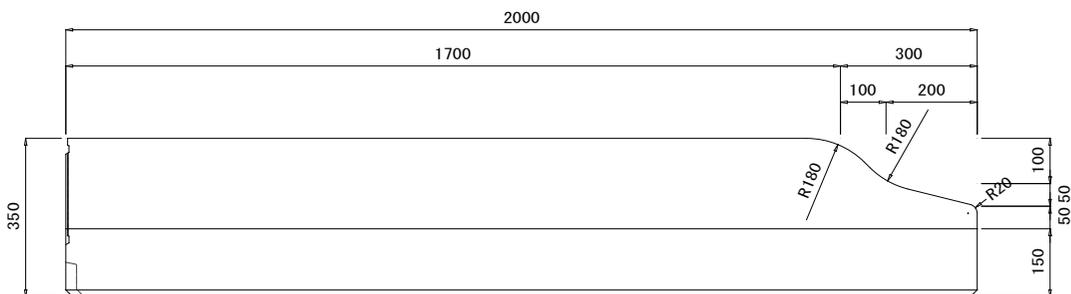
<茨城県規格歩車道境界ブロック (H200) LB型基礎付>

フラット

一般部



切下部

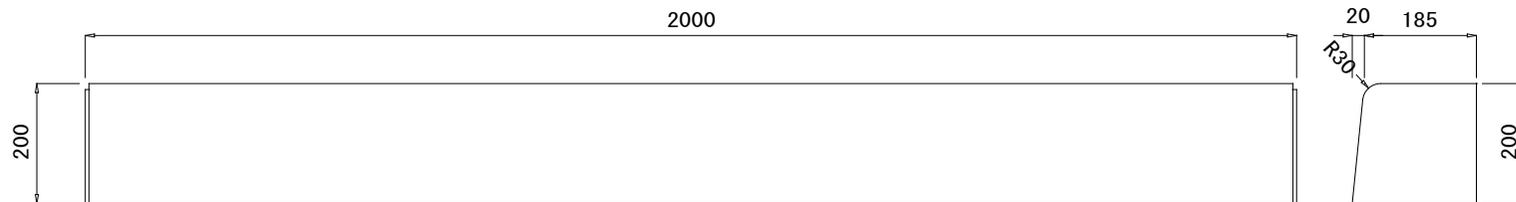


(図-C)

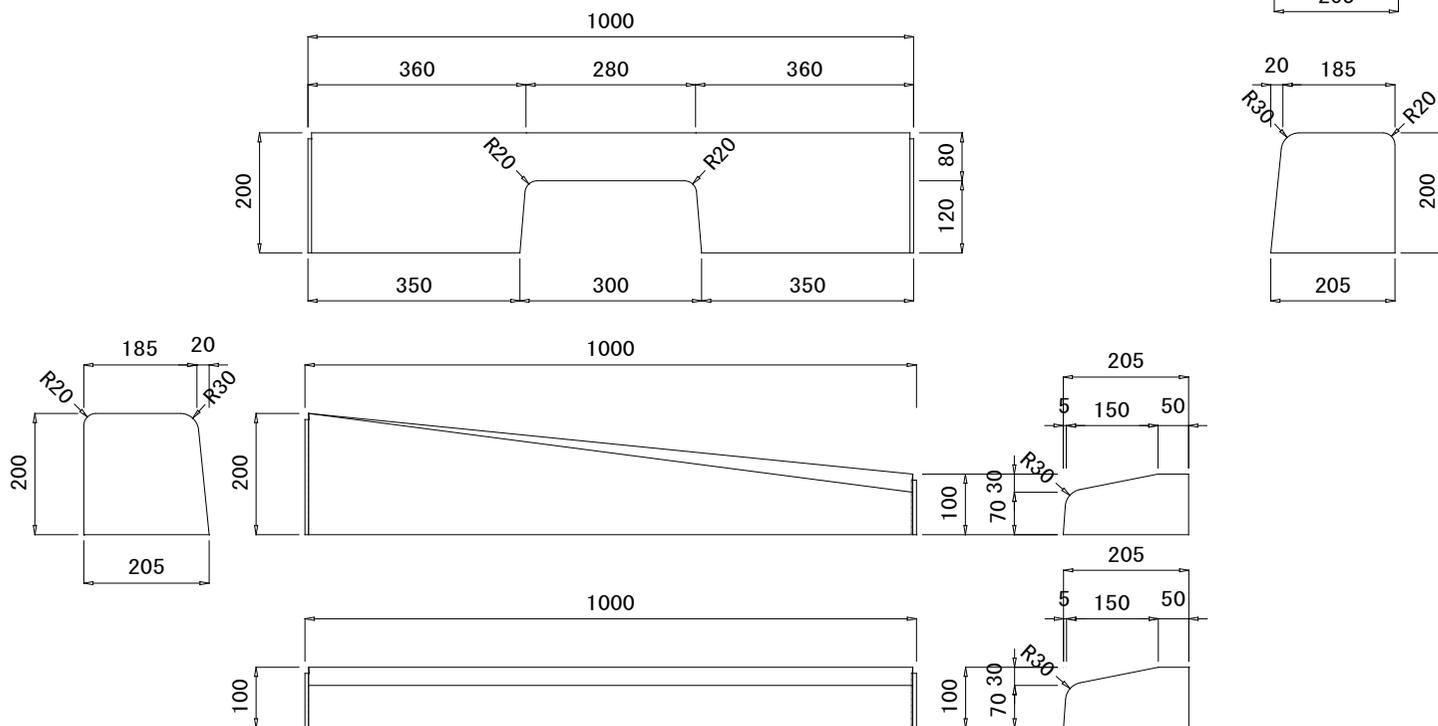
### 歩車道境界ブロック標準図

<茨城県規格歩車道境界ブロック(H150) マウントアップ用>

一般部



切下部



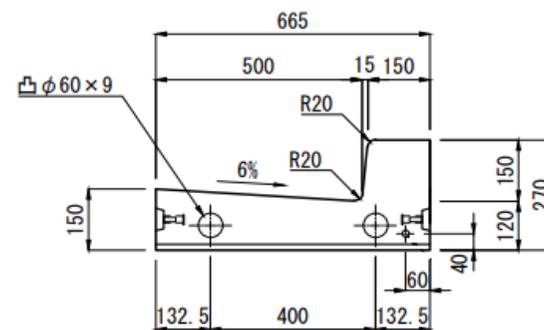
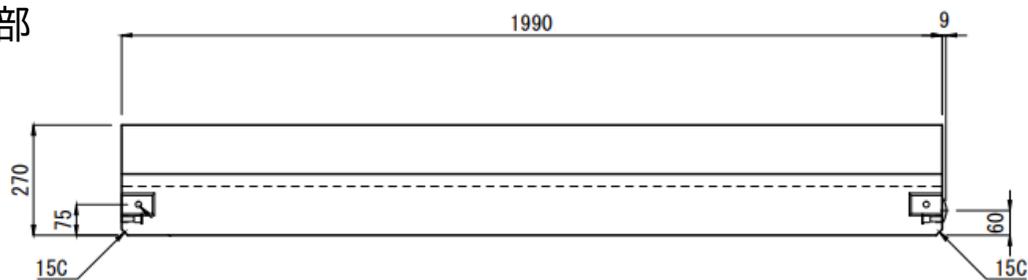
(図-D)

### 歩車道境界ブロック標準図

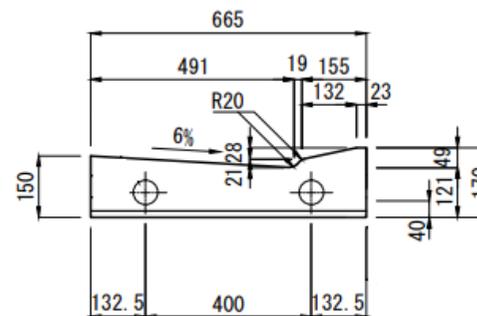
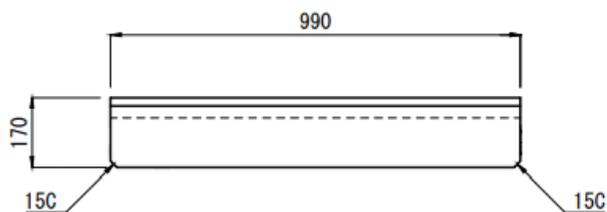
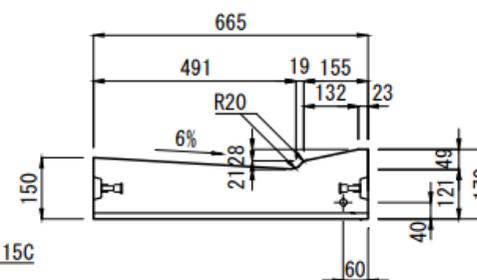
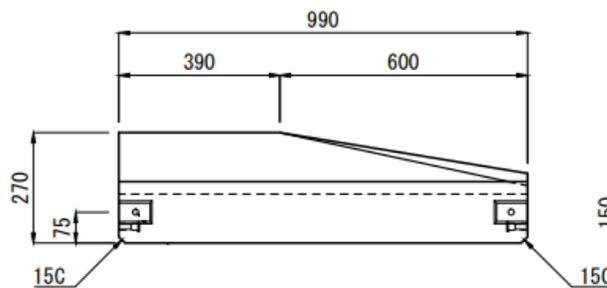
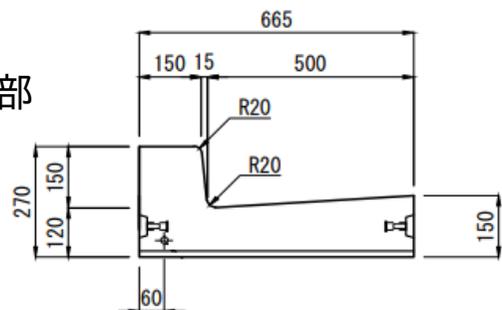
マウントアップ

<L型街渠ブロック(H150) マウントアップ>

一般部



切下部



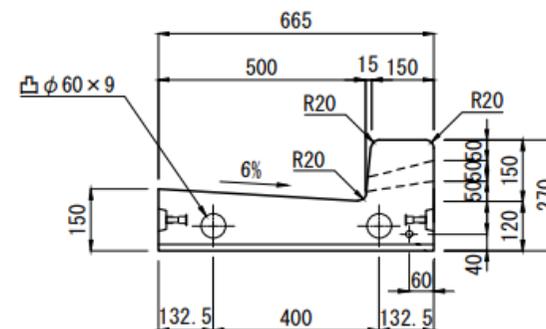
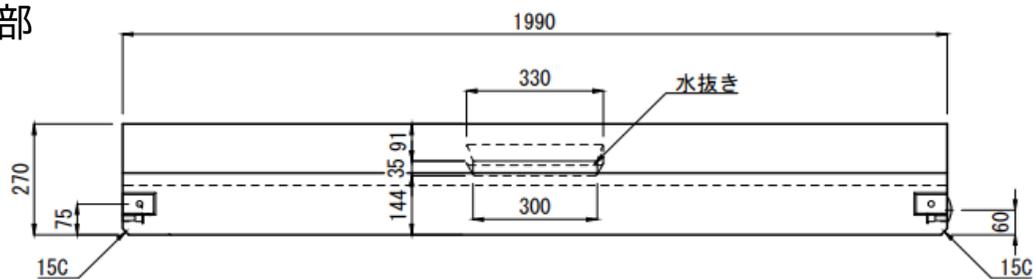
(図-E)

### 歩車道境界ブロック標準図

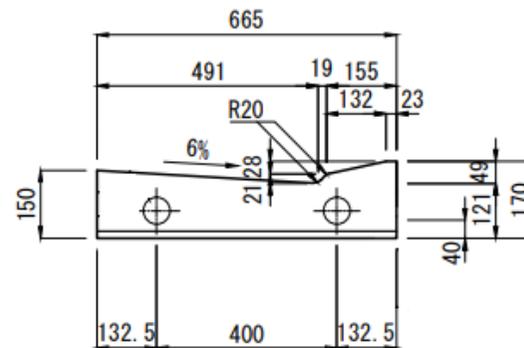
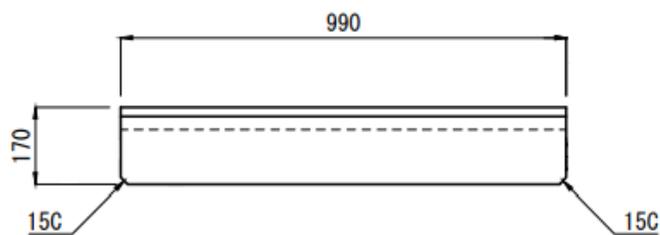
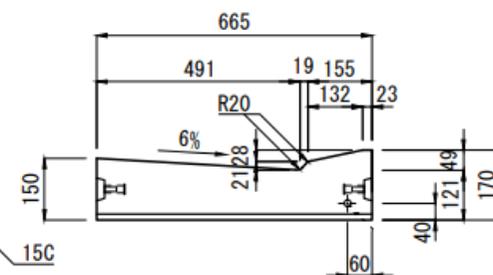
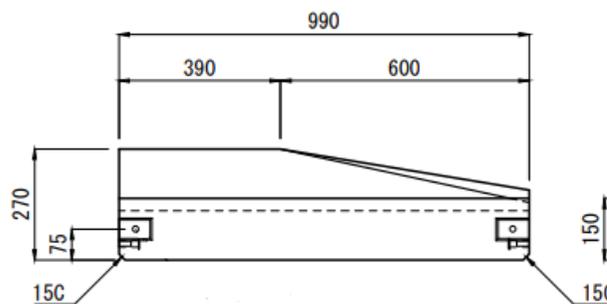
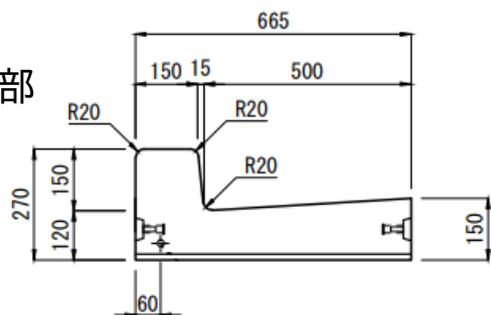
セミフラット

<L型街渠ブロック(H150) セミフラット>

一般部



切下部





# 茨城県報 第943号

平成10年3月26日

木曜日

## 目 次

### 規 則

ページ

●茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(農業技術課).....2

#### (公安委員会)

●道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則.....2

### 告 示

●土地収用法による事業の認定(用地課).....12

●道路の区域の変更(6件)(道路維持課).....13

●道路の供用の開始(4件)( " ).....15

●車両の出入口設置を禁止する箇所の指定( " ).....17

●廃川敷地等の発生(河川課).....18

●公有水面埋立ての竣功の認可(港湾課).....18

●土地区画整理事業の終了認可(都市整備課).....19

●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(2件)( " ).....19

●事業計画の変更の認可(3件)(下水道課).....20

●土地改良事業の認可(3件)(土地改良事務所).....21

#### (選挙管理委員会)

●施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定.....22

#### (大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示.....22

### 公 告

●争議行為の予告通知の公表(2件)(労政課).....23

●県営土地改良事業計画(農地管理課).....23

●都市計画事業の施行者の名称等(公園街路課).....24

●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課).....24

●道路の位置の指定( " ).....25

#### (道路公社)

●有料道路の工事完了.....25

### 正 誤

●平成10年3月6日付け茨城県報号外第28-2号中.....26

●平成10年3月12日付け茨城県報第939号中.....26

●平成10年3月19日付け茨城県報号外第37号中.....26

## 茨城県告示第321号

良好な道路環境や交通安全を確保するため、道路法（昭和27年法律第180号）第24条による、車両の出入口設置を禁止する箇所を次のとおり定める。

その関係図面は、平成10年 3 月 26 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 26 日

茨城県知事 橋 本 昌

道路の種類	路線名	上り線	下り線
一般国道	一般国道408号		つくば市高野台3丁目19番7地先から つくば市高野台3丁目19番1地先まで
一般国道	一般国道408号	つくば市高野台3丁目18番7地先から つくば市高野台2丁目2番1地先まで	つくば市高野台1丁目2番2地先から つくば市観音台2丁目1番9地先まで
一般国道	一般国道408号		つくば市藤本2番1地先から つくば市藤本2番2地先まで
一般国道	一般国道408号	つくば市松代5丁目16番2地先から つくば市松代2丁目12番1地先まで	つくば市松代1丁目18番5地先から つくば市松代1丁目10番1地先まで
一般国道	一般国道408号	つくば市吾妻1丁目4番2地先から つくば市春日4丁目1番1地先まで	つくば市春日2丁目1番1地先から つくば市春日3丁目24番1地先まで
一般国道	一般国道408号		つくば市西沢1番1地先から つくば市南原1番1地先まで
一般国道	一般国道408号		つくば市立原4番1地先から つくば市立原2番地先まで
一般国道	一般国道408号		つくば市大穂2番1地先から つくば市上沢6番1地先まで
県道	土浦境線	つくば市吾妻4丁目3番3地先から つくば市天久保4丁目10番1地先まで	つくば市竹園3丁目9番1地先から つくば市天久保3丁目4番1地先まで
県道	土浦境線	つくば市天王台1丁目1番地先から つくば市天王台1丁目1番2地先まで	
県道	土浦つくば線	つくば市並木4丁目17番10地先から つくば市並木1丁目1番4地先まで	つくば市梅園2丁目7番3地先から つくば市竹園1丁目14番地先まで

道路の種類	路線名	上り線	下り線
県道	土浦つくば線	つくば市千現1丁目10番2地先から つくば市竹園3丁目4番地先まで	
県道	土浦つくば線	つくば市花畑3丁目2番5地先から つくば市花畑3丁目32番8地先まで	つくば市天王台1丁目1番地先から つくば市花畑2丁目11番1地先まで
県道	土浦岩井線	つくば市竹園3丁目28番地先から つくば市東新井13番1地先まで	つくば市千現1丁目3番1地先から つくば市東新井3番1地先まで
県道	花室牛久線	つくば市吾妻1丁目17番2地先から つくば市吾妻1丁目4番2地先まで	つくば市竹園1丁目14番地先から つくば市東新井13番1地先まで
県道	妻木赤塚線	つくば市天久保1丁目17番11地先から つくば市春日1丁目3番6地先まで	つくば市吾妻3丁目15番1地先から つくば市春日1丁目2番2地先まで
県道	妻木赤塚線	つくば市二の宮3丁目2番1地先から つくば市二の宮4丁目14番5地先まで	つくば市二の宮1丁目1番1地先から つくば市稲荷前32番6地先まで
県道	妻木赤塚線	つくば市小野川16番3地先から つくば市小野川16番6地先まで	

# 筑波研究学園都市内における出入口禁止区域（全体図） 別紙

平成10年3月26日 告示第321号 図面



# 筑波研究学園都市内における出入口禁止区域（国道408号）



# 筑波研究学園都市内における出入口禁止区域（県道土浦境線）



# 筑波研究学園都市内における出入口禁止区域（県道土浦つくば線）



# 筑波研究学園都市内における出入口禁止区域（県道土浦坂東線）



# 筑波研究学園都市内における出入口禁止区域（県道花室牛久線）



# 筑波研究学園都市内における出入口禁止区域（県道妻木赤塚線）

